

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月26日
【事業年度】	第6期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
【会社名】	SBIリーシングサービス株式会社
【英訳名】	SBI Leasing Services Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 佐藤 公平
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)6229-1080(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 吉原 寛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)6229-1080(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 吉原 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高	(百万円)	11,998	29,556	39,572
経常利益又は経常損失()	(百万円)	671	2,813	3,532
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失()	(百万円)	7,646	10,363	2,443
包括利益	(百万円)	8,343	10,757	2,753
純資産額	(百万円)	2,383	13,158	17,778
総資産額	(百万円)	40,853	29,795	48,354
1株当たり純資産額	(円)	335.84	1,851.70	2,283.87
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失()	(円)	1,934.25	1,460.28	331.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	328.50
自己資本比率	(%)	5.8	44.1	36.7
自己資本利益率	(%)	-	133.5	15.8
株価収益率	(倍)	-	-	7.72
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,746	772	3,711
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	7,788	26,082	8,434
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	11,407	22,198	9,939
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	5,385	8,614	13,812
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	27 (17)	30 (26)	39 (30)

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第5期の期首から適用しており、第5期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 当社は第4期において、リース取引の借り手(レシー)である航空会社LATAM Airlines Group S.A.が2020年5月26日に米国連邦破産法第11条の適用を申請したことから、賃貸資産(航空機)にかかわる減損損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

3. 当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2022年10月19日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から第6期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 第4期の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

6. 第4期及び第5期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	656	4,630	11,037	29,370	39,014
経常利益又は経常損失() (百万円)	171	224	442	2,995	3,426
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	116	68	7,649	10,364	2,336
資本金 (百万円)	100	100	100	100	1,032
発行済株式総数 (株)	11,828	11,828	35,484	35,484	7,776,800
純資産額 (百万円)	661	729	2,383	13,159	17,670
総資産額 (百万円)	22,170	38,961	22,229	29,806	41,903
1株当たり純資産額 (円)	279.44	308.47	335.88	1,851.80	2,269.90
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	10.00 (-)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失() (円)	53.08	29.03	1,934.86	1,460.41	316.89
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	314.19
自己資本比率 (%)	3.0	1.9	10.7	44.1	42.1
自己資本利益率 (%)	-	9.9	-	133.5	15.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	8.07
配当性向 (%)	-	-	-	-	3.2
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	18 (-)	25 (9)	27 (17)	30 (26)	39 (30)
株主総利回り (比較指標：-) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	3,960
最低株価 (円)	-	-	-	-	2,150

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第5期の期首から適用しており、第5期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 当社は第4期において、リース取引の借り手(レシー)である航空会社LATAM Airlines Group S.A.が2020年5月26日に米国連邦破産法第11条の適用を申請したことから、投資家に販売するために組成、在庫保有していたリースファンドにかかわる損失を計上した結果、当期純損失を計上しております。

3. 当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 第2期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2022年10月19日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から第6期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第2期及び第4期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第2期から第5期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第2期から第5期までの1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
9. 2022年10月19日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第2期から第6期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
10. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
なお、2022年10月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
11. 第4期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
なお、第2期及び第3期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

2【沿革】

当社は金融商品仲介業や住宅ローン・保険等の取り扱いを行うSBIマネープラザ株式会社が、2016年9月に開始したオペレーティング・リースファンド事業につき、当該事業の拡大を目指し、同社から当該事業を担っていたファンド組成部門を独立させ、2017年4月に設立いたしました。

当社設立後、本書提出日現在までの沿革は次のとおりであります。

2017年4月	東京都港区において当社設立
2017年6月	SBIマネープラザ株式会社が2016年9月より行っていたオペレーティング・リース事業に係るファンドを譲受
2017年10月	第二種金融商品取引業の登録（関東財務局長（金商）第3016号）
2018年1月	貸金業の登録（東京都知事（1）第31678号）
2018年11月	アイルランドの航空機アセットマネージャーであるABL Aviationと業務提携
2019年1月	小型航空機やヘリコプターの販売・管理を行うゼネラルアビエーション事業を開始
2019年3月	ゼネラルアビエーション事業の拡大を目的として、株式会社オートパンサーから吸収分割により、航空機事業を承継
2019年4月	西日本支店(現 大阪支店)を開設
2020年12月	デルタ航空向け航空機案件（JOL商品）取扱い開始
2021年6月	福岡支店を開設
2021年8月	名古屋オフィス（現 名古屋支店）、高松オフィスを開設
2022年10月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年4月	投資運用業の登録（関東財務局長（金商）第3016号）

3【事業の内容】

当社グループは、主に航空機、船舶等を対象としたオペレーティング・リース事業に投資するファンドの組成・販売を行っております。

当社グループの事業セグメントは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおり、オペレーティング・リース事業としております。当社グループの事業セグメントは、オペレーティング・リース事業のみの単一セグメントであります。事業の概要については、提供するサービスで区分して記載しております。なお、オペレーティング・リース事業における各サービスは、(1) ファンド事業、(2) ゼネラルアピエーション事業及び(3) プリンシパルインベストメント事業の3つに細分しております。

(1) ファンド事業

本事業では、当社子会社 (SPC (注1)) が業務執行組員となる任意組合契約 (注2) における投資家からの出資金、もしくは匿名組合契約 (注3) を通じた投資家からの出資金及び金融機関からの借入金にて、航空機、船舶等の大型の償却資産を購入 (注4) し、航空会社や海運会社等の借り手 (レッシー) にオペレーティング・リース形式で賃貸 (注5) する事業を行います。リース満了時には、リース物件を市場で売却する等により、キャピタルゲインの獲得を目指します。当社は、リース事業案件の組成及び管理並びに任意組合へのリース物件売却、投資家への匿名組合出資持分の販売を行うことで、手数料や売却の収益を得ております。

任意組合方式の場合、組員 (投資家) による出資金により調達した資金でリース物件を購入し、借り手 (レッシー) にオペレーティング・リース形式で貸し付ける事業を行います。当社はリース物件を航空会社等から購入し、業務執行組員が当社子会社 (SPC) となる任意組合へ譲渡します。任意組合のため、リース事業の損益等は投資家に帰属することになります。当社は、組成や事業管理による手数料、当該リース事業に係る航空機等の任意組合への販売額を売上高に計上しております。

匿名組合方式の場合、匿名組合の営業者となる当社子会社 (SPC) において、リース物件を取得し、オペレーティング・リース事業を行います。当社は当該リース事業に係る匿名組合出資持分の私募の取扱いを行うほか、リース開始時点で、当社が一時的に立替取得し、貸借対照表の「商品出資金」に計上するとともに、当該匿名組合出資持分を投資家に譲渡します。当社が、投資家に、匿名組合出資持分を譲渡することで、リース事業の損益等が投資家に帰属することになります。当社は、案件組成や、当該リース事業に係る匿名組合出資持分を販売すること等による手数料を売上高に計上しております。

なお、当社においては、JOL (注6) およびJOLCO (注7) という契約終了時条件の異なるリース取引を用いて法人投資家向ファンドを組成しておりますが、現時点においては、JOLには任意組合方式、JOLCOには匿名組合方式を組み合わせることでファンド組成を行っております。

(注1) SPCとは、「特別目的会社 (Special Purpose Company)」の略であります。当社では、当該ファンド事業を行う場合には、当該事業の損益及び収支等を明確にするために、個別案件ごとにSPCを利用しております。

(注2) 任意組合契約とは、民法第667条第1項に定義されており、2人以上の組員が出資を行い、かつ共同で事業を営むことで生ずる損益を出資割合に応じて分配することが民法上定められている契約です。

(注3) 匿名組合契約とは、商法第535条乃至第542条に規定されており、匿名組員が営業者の行う事業のために出資をなし、その営業により生ずる損益を分配することを約する契約です。そのため、匿名組合事業から発生する損益は、全て匿名組員に帰属します。

(注4) 米国の航空会社にリースを行う場合は、米国の規制により航空機の所有者は米国籍であることが求められるため、リース物件を信託財産とする信託受益権を購入し、米国信託会社を介してリース形式で貸し付けを行います。この当社が引き受けた信託受益権相当額等を貸借対照表の「販売用航空機等」に計上しております。なお、投資家への販売に際しては、当社が直接投資家へ販売するほか、全国の金融機関等から投資家の紹介を受けて販売をしております。

(注5) 本事業における「オペレーティング・リース取引」とは、一般的に「日本型オペレーティング・リース」と呼ばれております。詳細は「(参考) 一般的なオペレーティング・リースファンドの仕組み」をご参照ください。

(注6) JOLとはJapanese Operating Leaseを略したもので、借り手(レシー)に購入選択権がない日本型オペレーティング・リースを指します。リース契約期間が満了し、リース物件の売却によって得た損益を投資家に分配した時点で事業が終了します。

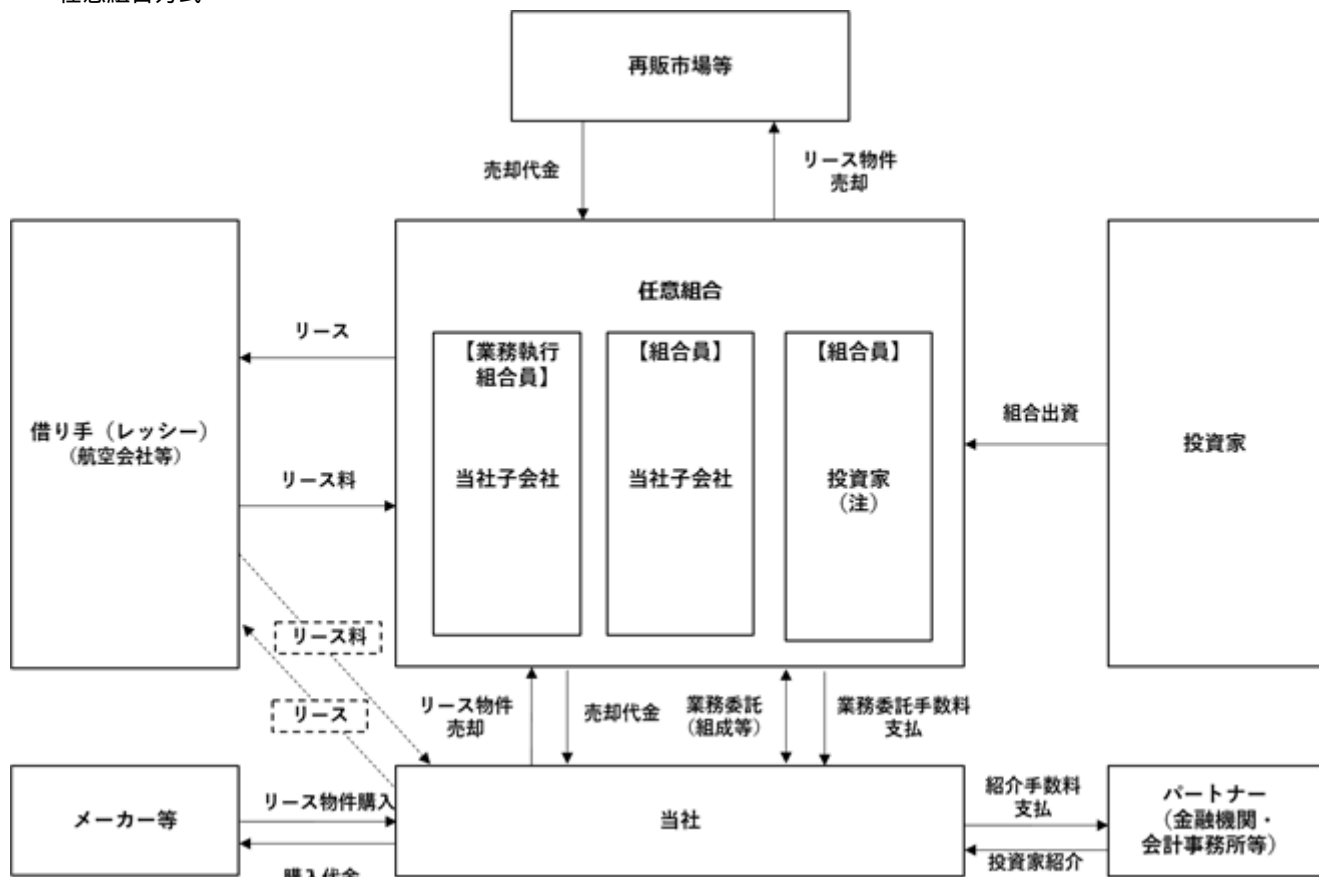
(注7) JOLCOとは、Japanese Operating Lease with call optionを略したもので、購入選択権付日本型オペレーティング・リースを指します。具体的には、借り手(レシー)がリース契約期間の途中でリース物件を購入できるという選択権(オプション)が付与された日本型オペレーティング・リースの一種であります。借り手(レシー)が購入選択権を行使した場合、その時点で事業が終了する可能性があり、購入選択権が行使されない場合はJOLと同様にリース物件の売却によって事業が終了します。

当社グループのファンド事業案件における匿名組合方式及び任意組合方式の内容を事業系統図等で示すと以下のとおりです。なお、本説明は、当社の事業内容をご理解いただくための概要を記載しており、案件によって、仕組みが異なる場合があります。

[事業系統図]

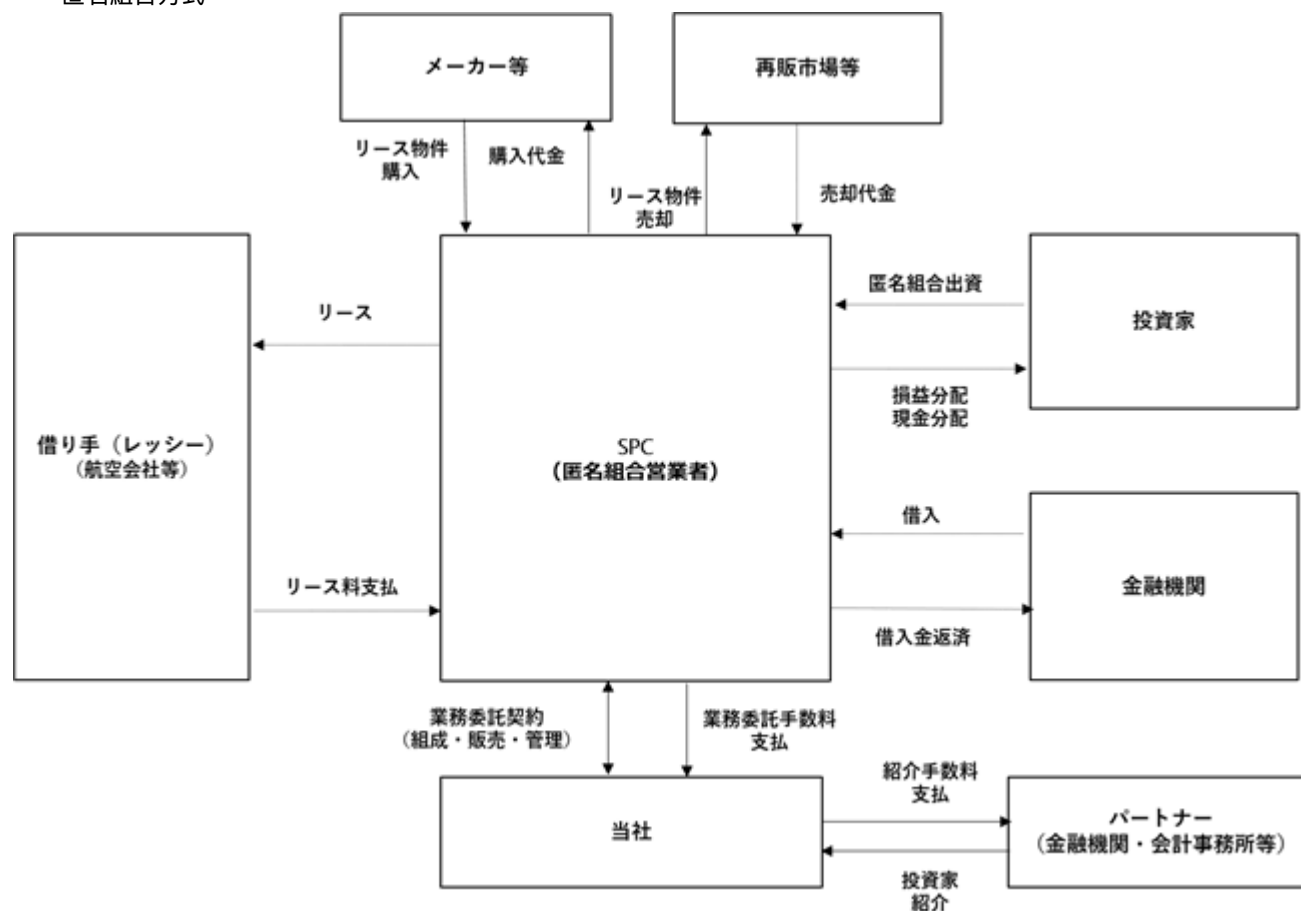
以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

任意組合方式



(注) 複数の投資家となる場合があります。

匿名組合方式



任意組合方式による業務の流れ（案件受注からリース満了まで）は以下のとおりです。なお、本説明は、当社のファンド事業の内容をご理解いただくための流れを記載しており、案件によって異なる場合があります。

業務	業務内容	売上高の計上区分	売上高の計上時期
案件の受注	入札、または個別交渉により、航空会社である借り手（レシー）から、リース事業を受注することで、当社の業務を開始します。 受注に際しては、借り手（レシー）が要求するリース条件、投資家への販売予定額等の諸条件を総合的に勘案します。		
航空機の仕入およびリース開始	当社が航空機を購入し、リース取引が開始されます。	受取リース料	航空機の購入時点から任意組合への売却時点まで
譲渡（販売）	リース事業に出資する投資家を募り、投資家は任意組合に出資を行います。任意組合は当社から航空機を購入します。	航空機の販売 リース事業組成に係る 手数料	任意組合にリース物件の引き渡しを行った時点
案件管理（管理）	リース事業運営上必要とされる管理業務を行います。	リース事業の運営・管理に係る手数料	管理期間に対応した額を売上計上
リース満了（売却等）	リース期間満了後、リース契約の更新やリース物件の売却を行います。	リース期間満了後における売却等に係る手数料	リース期間満了後、リース物件の売却等を実施した時点

匿名組合方式による業務の流れ（案件受注からリース満了まで）は以下のとおりです。なお、本説明は、当社のファンド事業の内容をご理解いただくための流れを記載しており、案件によって異なる場合があります。

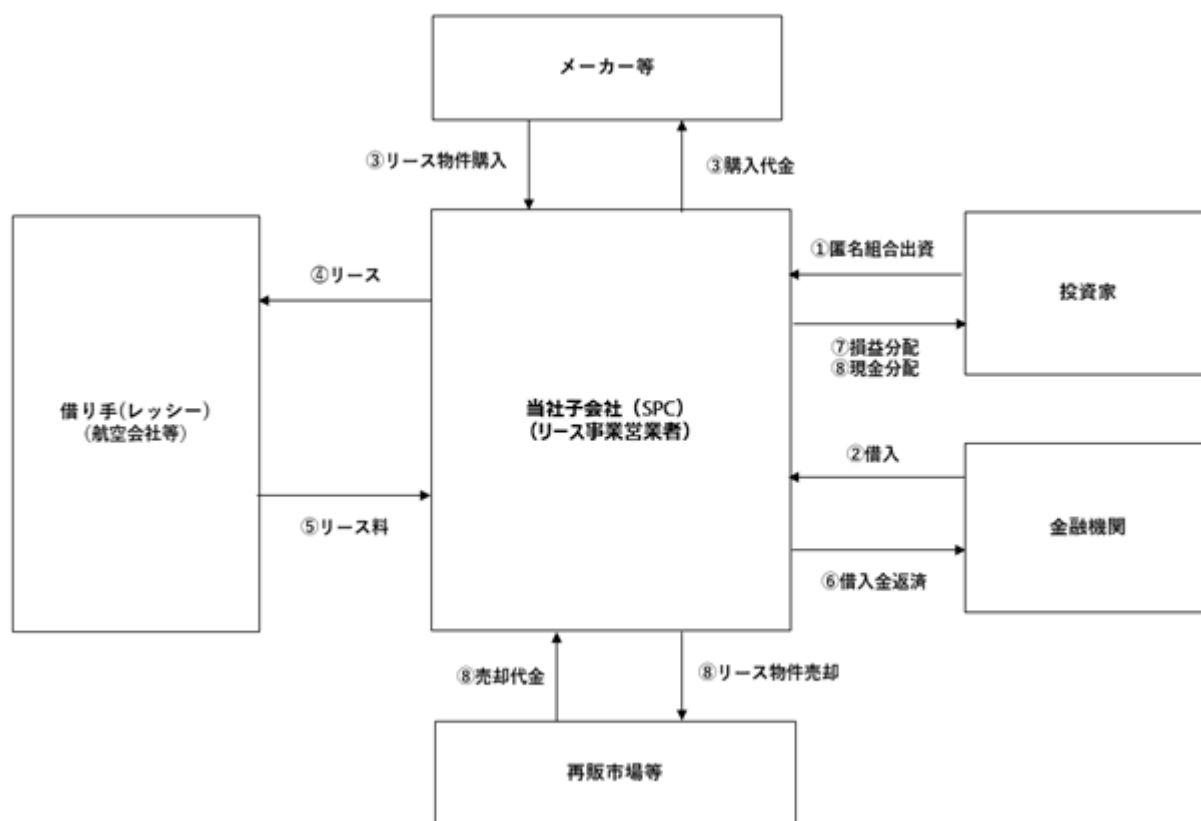
業務	業務内容	売上高の計上区分	売上高の計上時期
案件の受注及び組成（組成）	入札、または個別交渉により、航空会社、海運会社等の借り手（レッシー）から、リース事業を受注することで、当社の業務を開始します。 受注に際しては、借り手（レッシー）が要求するリース条件、金融機関からの借入条件、投資家への販売予定額等の諸条件を総合的に勘案し、SPCにおいて、ファンドを組成します。	ファンド組成に係る手数料（注2）	「私募の取扱い」の場合、SPCが、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受け入れ、リースを開始した時点
私募の取扱い（販売）	リース開始日以前は、投資家に対してSPCの匿名組合契約に基づく出資持分の勧誘（販売）を行います。この勧誘行為は、金融商品取引法上、有価証券の私募の取扱いに該当します。		
リース開始（組成）	リース契約に基づき、SPCにおいて、ファンド事業が開始されます。（未販売分（注1）がある場合は、引受出資）		
譲渡（販売）	リース開始日以後、SPCに出資持分の未販売分がある場合には、投資家に対して、当社が取得した当該持分を地位譲渡（販売）します。この譲渡行為は、金融商品取引法上の有価証券の売買に該当します。	ファンド組成に係る手数料（注2） 投資家への販売に係る手数料	当社が、投資家と匿名組合契約の地位譲渡契約を締結し、投資家から譲渡代金の入金があった時点（注3）
案件管理（管理）	ファンド事業の運営に係る匿名組合契約に基づく報告、SPCの会社運営上必要とされる管理業務を行います。	ファンドの運営・管理に係る手数料	管理期間に対応した額を売上計上
リース満了（売却等）	リース期間満了後、リース物件の売却、借入金の返済等を行い、残余財産を投資家に分配します。	リース期間満了後における売却等に係る手数料	リース期間満了後、リース物件の売却、借入金の返済等を行い、残余財産を投資家に分配した時点

（注1）リース開始日時点でSPCに匿名組合出資持分の未販売分がある場合には、当社は、投資家に譲渡（販売）することを前提に一時的に匿名組合出資持分の引き受けを行います。当該引受金額は、貸借対照表の「商品出資金」に計上しております。

（注2）当社はSPCからリースを開始した時点で手数料を収受しますが、投資家からの入金時まで貸借対照表の「契約負債」に計上し、投資家からの入金時点で売上を認識いたします。

（注3）地位譲渡があった場合には、SPCからファンド組成に係る手数料としての売上を認識する他、販売に係る手数料を投資家より収受いたします。この投資家から収受した金額は、損益計算書の「出資金売却益」に計上いたします。

(参考)一般的なオペレーティング・リースファンド(匿名組合方式)の仕組み



投資家は、案件ごとに設立されるSPC(当社子会社であってリース事業の営業者、以下「営業者」という。)と匿名組合契約を締結し、航空機、船舶等のリース物件価格の約30%(注1)相当額の出資を行います。

営業者は、金融機関とのノンリコースローン契約(注2)により、リース物件価格の約70%(注3)相当額の出借を行います。

営業者は、の出資金およびの借入金により、メーカー等からリース物件を購入します。

営業者は、リース物件を借手(レシー)にリースし、リース事業を開始します。

借手(レシー)は、リース契約に基づき、リース料を営業者に支払います。

営業者は、收受したのリース料により、の借入金元本および利息を金融機関に返済します。

営業者は、定められた期間ごとに匿名組合事業(リース事業)の決算を行い、その事業損益を出資割合に応じて投資家に分配します。

リース期間終了後、営業者はリース物件を市場等で売却し、売却代金から借入金等債務返済後の残余金額を、出資割合に応じて投資家に現金分配します。

(注1) 案件により当該比率は異なります。

(注2) ノンリコースローン契約とは、借入金の返済原資を借入人(営業者)が保有する特定の資産(リース物件)から生ずる将来のキャッシュ・フロー(リース料や資産の売却代金等)に限定し、借入人の他の資産には遡及させない借入契約をいいます。

(注3) 案件により当該比率は異なります。また、借入を行わない場合もあります。

なお、オペレーティング・リースを活用したリース事業の損益は、リース期間前半には、定率法を採用することによる減価償却費等の費用が、収益よりも先行して発生するため赤字となる傾向にあります。一方、リース期間後半には減価償却費等が減少するため、黒字となる傾向にあります。また、リース満了時には、リース物件を再販市場で売却すること等により、投資回収及びキャピタルゲインの獲得が期待できます。

(2) ゼネラルアビエーション事業

本事業では、ゼネラルアビエーション（注）業界の運航会社等を借り手（レシー）としたリース事業案件の組成及び管理並びに投資家への販売までの一連の業務を行っており、手数料等の収益を得ております。また、需要家である航空会社に向けて、ヘリコプターを含む小型航空機等の機材の販売及びリースを行っており、当社は各取引における収益を得ております。

リース事業案件については、運航会社等の借り手（レシー）にオペレーティング・リース形式で償却資産であるヘリコプターを含む小型航空機を賃貸するスキームを組成し、投資家に対して、譲渡をしております。リース期間中のリース料収入によるインカムゲイン、リース満了時のリース物件売却等によるキャピタルゲインが投資家に帰属する仕組みであります。

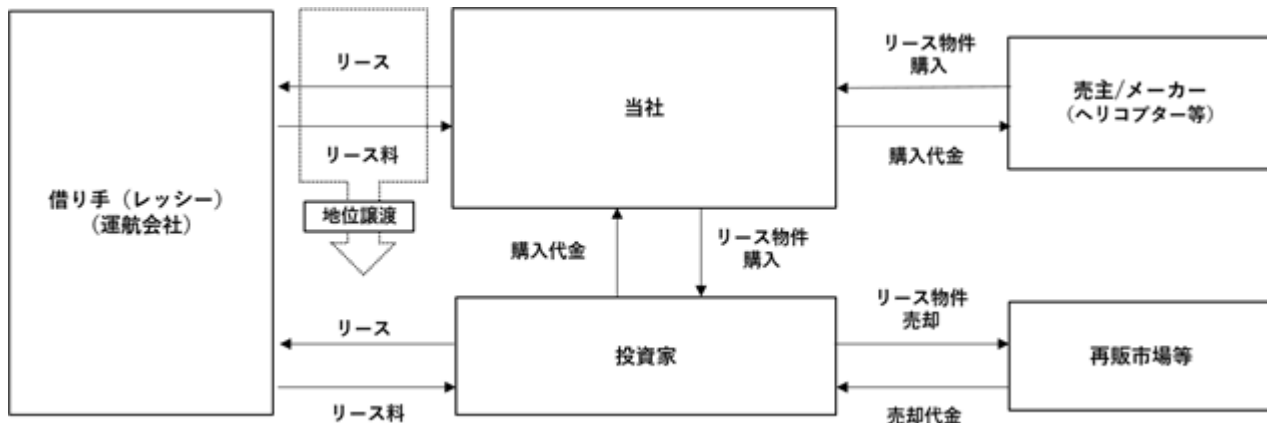
リース事業案件の特性としては、一機あたりの機体価格が航空機投資としては少額かつリース期間5年程度であることから、投資家は、比較的少額かつ短い投資期間で、リース料収入によるインカムゲイン、リース満了時のキャピタルゲインを得ることが可能となります。

オペレーティング・リース取引を利用した商品のスキームについては、以下の事業系統図となります。なお、本説明は、当社のゼネラルアビエーション事業の内容をご理解頂くための概要を記載しており、案件によって、仕組みが異なる場合があります。

（注）民間航空のうち、航空会社による定期航空運送路線を除いた航空の総称であります。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

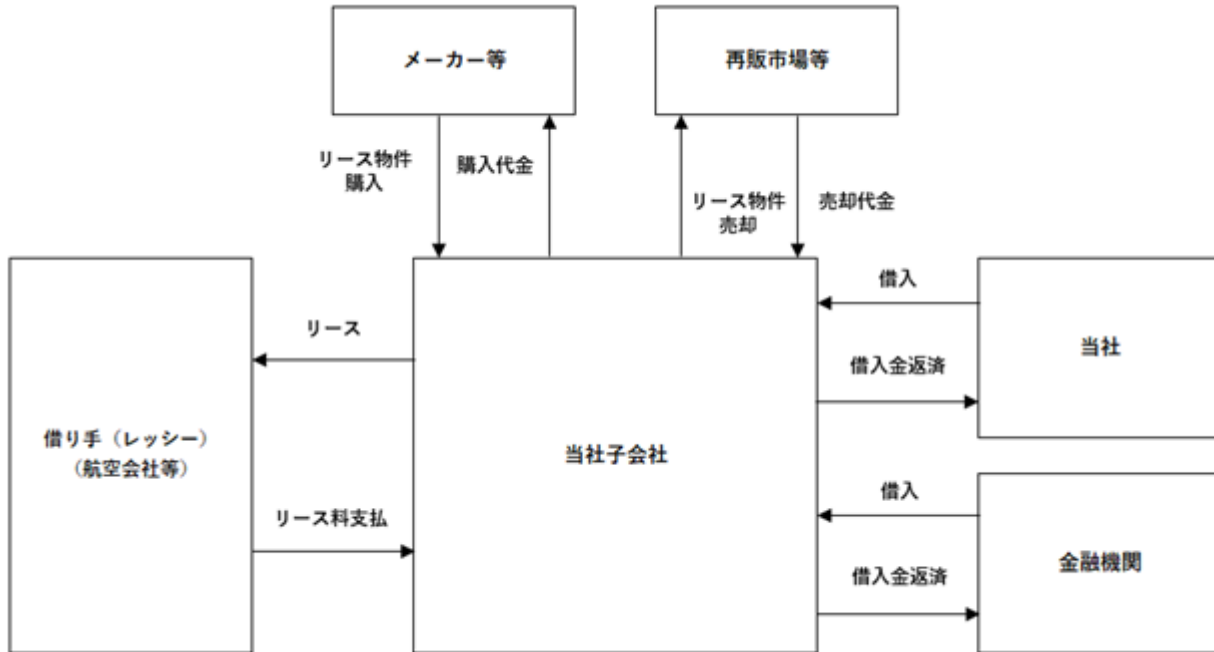


(3) プリンシパルインベストメント事業

本事業では、当社子会社が金融機関及び当社からの借入金にて、航空機、船舶等の大型の償却資産を購入し、航空会社や海運会社等の借り手（レシー）にオペレーティング・リース形式で賃貸する事業を行います。リース満了時には、リース物件を市場で売却する等により、キャピタルゲインの獲得を目指します。本事業で受け取るリース料等を売上高に計上しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

(1)親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
SBIホールディングス 株式会社 (注)	東京都港区	139,272	株式等の保有を 通じた企業グ ループの統括・ 運営等	被所有 63.5	営業上の取引 有 役員の兼任等 有

(注) 有価証券報告書を提出しております。

(2)連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.	マーシャル諸島 共和国	2	船舶のオペレ ーティング・リー ス	100.0	役員の兼任等 有 資金の貸付 有

5【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
オペレーティング・リース事業	39 (30)
合計	39 (30)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社等からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 当社グループは、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、グループ全体での従業員数を記載しております。

(2)提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
39 (30)	43.6	2.6	10,607,826

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社等からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 平均勤続年数は、2017年4月の当社の設立以後の勤続年数を記載しております。

4. 当社は、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、当社の従業員数を記載しております。

(3)労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社グループは、投資家、パートナー、借り手（レシー）のみなさまへ、航空機・船舶等の価値ある優良資産を対象とした、魅力ある商品の組成、販売を行い、「100年企業への挑戦」の経営理念のもと、みなさまの持続的な成長に貢献できるよう事業に取り組んでおります。



革新へ挑戦し続ける オペレーティング・リースのプロフェッショナル集団として お客さまと共に歩む「100年企業」を目指す

—— 経営理念「100年企業への挑戦」の持つ意味 ——

投資家

情報をオープンにし透明性を高めることで、お客さまとの信頼関係構築に努めるとともに、当社商品を通してタックスマネジメント、財務体質の強化、事業承継に貢献します。

お客さまの継続的成長を支えることを当社の使命としています。

借り手（レシー）

多様な資金調達手段の提供で企業体質強化に寄与し、さらに脱炭素社会に向けた機材導入をサポートすることにより、サステナブルな社会の実現に貢献します。

パートナー

税務や法務の専門家、金融機関などのパートナーの持つ専門性と当社独自の付加価値の高い商品を活用したソリューションを提供し、総合力でお客さまの課題に応えます。

当社・従業員

プロフェッショナルとして自己研鑽に励み挑戦を繰り返す事で、より魅力的な商品の提供と同時に商品提供者としての説明責任を果たします。常にお客さまに選ばれるリーシングカンパニーであり続けます。

当社グループは、経営理念の実現に向け、2024年3月期から2026年3月期までを対象期間とする中期経営計画において、事業運営方針を「継続的成長を実現する事業基盤の確立」、「競争優位性の更なる強化」とし、重要業績評価指標として「経常利益3ヵ年平均成長率 10%台後半の実現」としております。

(2) 市場動向

わが国を含む世界経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う行動制限の緩和等から社会経済活動の回復に向けた動きが見られたものの、エネルギー・原材料価格等の高騰による世界的な物価の上昇や、急激な為替変動など、引き続き先行き不透明な状況が続いております。

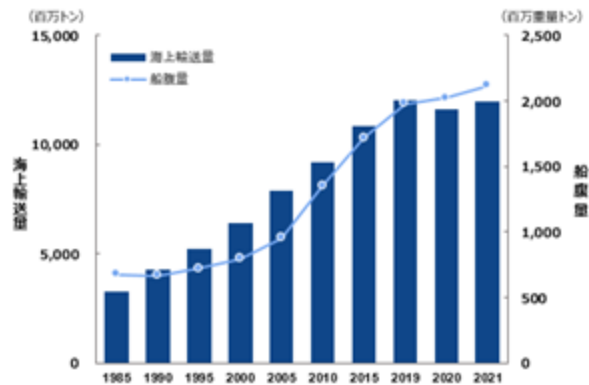
当社グループの事業領域である航空業界においては、燃料価格の上昇やサプライチェーンの混乱等の影響が続いておりましたが、渡航制限の緩和の進展から航空旅客需要はコロナ禍前の水準へと戻りつつあり、各国主要航空会社の売上高はコロナ禍前の水準を上回るなど回復に向かっております。

また、海運業界におきましては、ロシア・ウクライナ情勢を受けた欧州におけるエネルギー輸入動向の変化からLNG船やタンカー市況は堅調な推移が見込まれている一方、コロナ禍において高騰したコンテナ船市況は調整局面を迎えており、船種ごとの市況の変化には引き続き注視が必要な状況であります。

航空旅客需要の推移



海運需要の推移



< 航空旅客需要の推移 >

* 出所：一般財団法人 日本航空機開発協会「民間航空機に関する市場予測 2023-2042」より

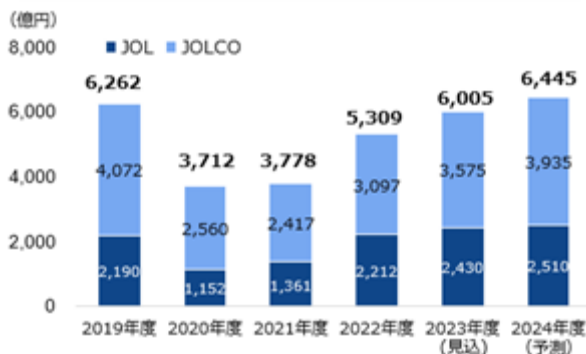
< 海運需要の推移 >

* 出所：公益財団法人 日本海事広報協会「日本の海運 SHIPPING NOW2022-2023」より

日本型オペレーティング・リース (JOL 及び JOLCO) の市場規模は、アंकパートナーズ合同会社の調査によると、新型コロナウイルス感染症の影響がまだ大きく生じていなかった2019年度においては約6,200億円であったものが、コロナ禍における航空機案件への投資家心理の冷え込みや、リース各社が新規の商品組成・販売に慎重になった事等により、2020年度、2021年度は約3,700億円台に縮小いたしました。しかしながら、コロナ禍からの経済活動の再開等を受け、2022年度は約5,300億円、2023年度は約6,000億円と日本型オペレーティング・リース市場においても堅調な回復が見込まれております。

このような市場環境の中、2023年3月期の当社の組成金額は前年度比約28%増、商品出資金等販売金額は前年度比で約40%増と大きく伸びました。

JOL・JOLCO市場規模



* 出所：アंकパートナーズ合同会社「マーケットニュース (ミニレポート)

2023年 JOLCO市場の動向調査「JOLCO+JOLの出資金額」より当社作成

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、「100年企業への挑戦」の経営理念のもと、長期的な企業価値の向上を目指していくにあたり、主に以下の課題に対処してまいります。

商品戦略の多様化

新型コロナウイルス感染症の拡大によって生じた航空業界の業績悪化や急激な為替変動による外貨建て商品への投資意欲の減退など、今後も想定しうる事業リスクを鑑み、商品ラインナップの拡充や、多様な投資家ニーズに応えうる、より一層魅力ある商品の開発が求められます。

JOLCO商品では、船舶・コンテナ案件や、為替変動リスクに慎重な投資家に向けた円建て商品の組成に積極的に取り組むことで、商品ラインナップの更なる拡充及び市況等を鑑みた柔軟な商品提供体制の構築を図ってまいります。また、引き続きリース料収入による安定収益の機会も得られるJOL商品を手掛けることにより、タックスマネジメントニーズのみならず、実物資産投資に対するニーズを取り込むことで顧客基盤の拡大に注力してまいります。

販売網の拡充

当社グループでは、地域金融機関、証券会社、税理士及び会計士等のアライアンスパートナーと投資家の紹介に係るビジネスマッチング契約を締結しており、当社グループの事業拡大のためには、これらアライアンスパートナーからの投資家紹介数の増加が必要となります。今後、新たなアライアンスパートナーとの提携拡大や既存のアライアンスパートナーとの関係深化を図ることにより、一層の販売網の拡充を目指してまいります。

資金調達力の増大

当社グループの事業は、ファンド組成における短期的な出資引受や、航空機・船舶等の購入に多額の資金を要します。そのため、当社グループの資金調達力の増大は複数案件の同時組成や大型案件の組成を可能とし、当社グループの業績伸長に大きく関係してまいります。当社グループは必要資金の大半を金融機関からの借入により調達していることから、既存金融機関との取引枠の拡大や新たな金融機関との取引の獲得により、資金調達力の増大を目指してまいります。

プロフェッショナル人材の確保

当社グループの事業を支える優秀な人材の確保は、当社グループにとりまして重要な課題と考えております。当該事業を遂行するにあたり、高度な専門知識や経験が求められることから、オペレーティング・リース取引に係る業界経験者やリースファンドの営業経験者等の積極的な採用を行い、プロフェッショナル人材層を厚くするとともに、採用した人材への継続的な教育や業務環境の整備を行うことで人材の長期定着化を図ってまいります。

DX等を活用した業務効率化への取り組み

当社グループの取り扱う商品は、組合契約満了までの期間が概ね10年程度と長期の運用期間となっており、新たな商品の組成並びに販売に伴い、期中管理等の業務量は増加する傾向にあります。そのため、積極的にDX等を活用する事により、業務の効率化とさらなる正確性の向上を図ってまいります。

内部管理体制の強化

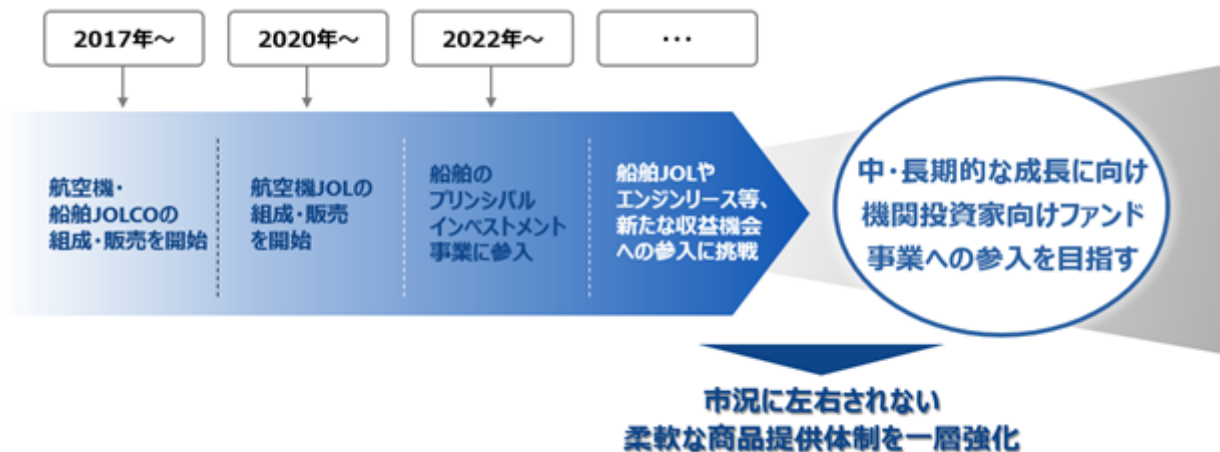
当社グループは持続的な成長に応じた、コーポレート・ガバナンスの強化や内部管理体制の充実が重要であるものと認識しており、内部統制システムの適切な運用と継続的な改善等により、管理体制の充実に努めてまいります。

(4) 成長戦略

新たな収益源への展開

更なる成長に向け、様々な投資家のニーズへお応えし、新たな投資家層へアプローチを行うべく、商品ラインナップの拡充を図ってまいります。2023年3月期には、当社が船舶を保有し用船事業を行うプリンシパルインベストメント事業を開始いたしました。将来的に船舶JOL商品への取り組みを検討していくほか、エンジンリース等の新たな資産・ビジネスへの参入も検討してまいります。

中長期的には、現在の投資家層と異なる機関投資家向けに、優良な実物資産投資である航空機・船舶等を対象としたファンド事業への参入を目指し、市況に左右されない商品提供体制を強化してまいります。



商品組成体制の強化

2023年3月期には船舶ファイナンス世界大手のBNPパリバ銀行やSBI新生銀行グループとの協業により、優良海運会社向けのJOLCO商品の組成を大幅に強化させるとともに、北米エアライン大手アメリカン航空や欧州エアライン大手エールフランス航空向けのJOL商品の組成を行うなど、投資家にとって魅力ある商品の組成に注力してまいりました。また、為替変動リスクに慎重な投資家に向け円建てのJOLCO商品の組成を強化することで、商品ラインナップの拡充を図っております。

今後も、多様な投資家ニーズに対応するとともに市況を鑑みつつクレジットモニタリング等のリスク管理体制も強化し、良質かつバランスの取れた商品の提供を目指してまいります。

パートナー及びSBIグループとの連携の深化

当社グループの事業基盤の拡大には、オペレーティング・リース事業ファンドの購入者である投資家の増加が必要不可欠であり、投資家をご紹介いただくパートナーとのリレーションは重要なものであります。2023年3月期末時点において、260社の地域金融機関、証券会社、税理士・会計士事務所等のパートナーとビジネスマッチング契約を締結しており、パートナー1社あたりの商品出資金等販売金額は約3億円と非常に強固なリレーションを構築できているものと考えております。また、SBIグループ各社との連携も、今後の当社グループの事業の強化において重要であり、案件組成における協業やグループ各社との投資家紹介等を推進し連携を深化してまいります。これらのネットワークを活用することで、少ない従業員数で効率性の高い事業運営体制の実現を図った結果、2023年3月期における従業員1人当たりの経常利益額は約58百万円（注）となっており、今後もこの水準を高位に保つべく事業運営に取り組んでまいります。

（注）2023年3月末時点の従業員数（契約社員を含み、派遣社員等は含まない）60名で算出しております。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、経常利益であります。2024年3月期の経常利益額は4,000百万円を予想しております。また、この経営指標に影響する商品出資金等販売金額並びに商品組成金額を把握しており、これらの金額につきましては今後も継続的に増加させるよう努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

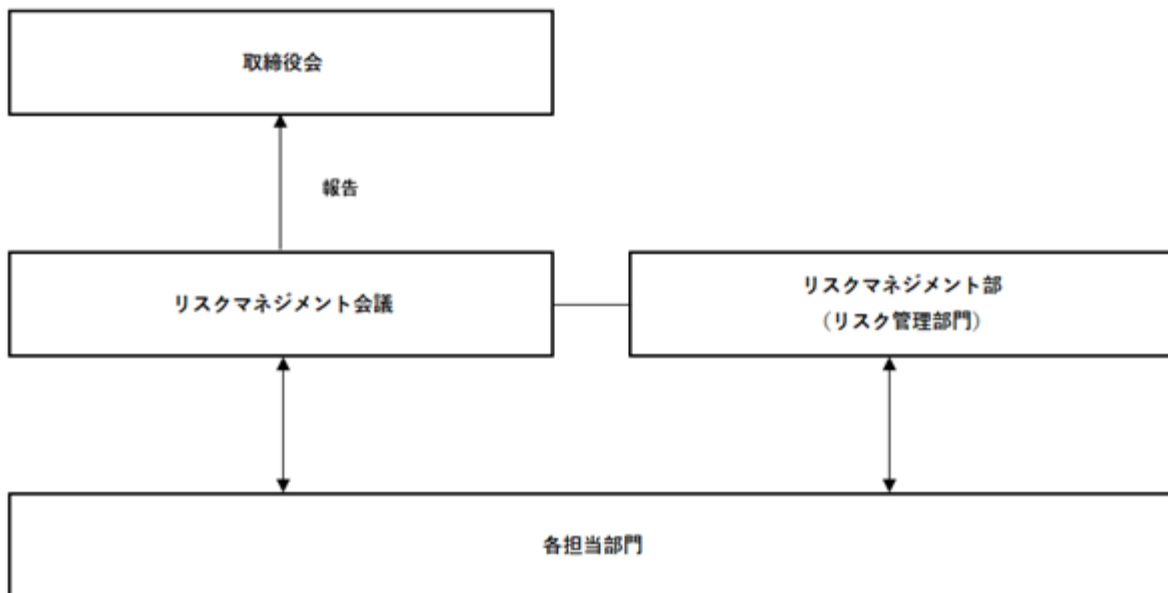
当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理体制

当社グループは、投資家、パートナー、借り手（レシー）のみなさまへ、航空機・船舶等の価値ある優良資産を対象とした、魅力ある商品の組成、販売を行い、「100年企業への挑戦」の経営理念のもと、みなさまの持続的な成長に貢献できるよう事業に取り組んでおり、当社グループの経営理念の達成には、サステナビリティを重視した責任ある経営への取り組みが重要であると認識しております。

当社グループは、気候変動リスク並びに人的資本リスク等、当社グループの事業運営上想定されるさまざまなリスクに関する管理体制の強化に努めております。それらリスクに関しては、各担当部門にて情報の収集、集計、分析を行い、リスク管理部門であるリスクマネジメント部が担当するリスクマネジメント会議にて検討・審議を行います。リスクマネジメント会議において、経営への影響が特に大きく対策が必要と思われる事項は、リスクマネジメント会議にて対応方針を決め、各担当部門にて継続的なモニタリングや対処を行うとともに、適宜、進捗報告が行われます。それらリスクマネジメント会議の内容は、経営の基本方針や重要課題並びに法令で定められた重要事項を決定するための意思決定機関である取締役会に報告され、必要に応じてリスク管理方針や経営資源の配分、許容リスク限度枠の設定等が審議されます。



(2) 重要なサステナビリティ項目

上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は以下のとおりであります。

- ・気候変動
- ・人的資本

それぞれの項目に係る当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

気候変動

a. ガバナンス及びリスク管理体制

気候変動に関するガバナンス及びリスク管理体制は、サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理体制に組み込まれています。詳細については、「(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理体制」を参照ください。

b. 戦略

気候変動により想定される主な事業リスク及び機会は、次のとおりであります。

(想定されるリスク)

項目		内容	
移行リスク	法や規制に関するリスク	自社財務内容の悪化	炭素税導入等、各種政策への対応に伴う当社グループの事業運営コストの増加に伴う財務内容の悪化。
		追加負担の発生	オペレーティング・リースファンドやプリンシパルインベストメント事業におけるリース物件に対する環境対応によるコストの増加。投資家もしくは当社グループに追加負担が生じ、対応が必要となる可能性。
		借り手（レシー）の業績悪化	環境対応に向け借り手（レシー）が保有する航空機・船舶等の改修や、環境対応燃料の使用に伴う燃料費の増加等、環境対応コストの増加に伴う借り手（レシー）の事業運営コストの増加。環境負荷の高い航空機・船舶等の使用停止等に伴う借り手（レシー）の業績悪化。
	市場のリスク	出資意欲の減退	環境負荷の高いリース物件や、環境保全への取り組みが十分に行われていない借り手（レシー）の案件に対する投資家の出資意欲の減退。
		融資姿勢の悪化	環境負荷の高いリース物件や、環境保全への取り組みが十分に行われていない借り手（レシー）の案件に対する金融機関の融資姿勢の悪化。
		リース物件の資産価値の劣化	環境対応の優れた新しい航空機・船舶等の開発の進展によりオペレーティング・リースファンドやプリンシパルインベストメント事業における既存リース物件の資産価値が相対的に劣化するリスク。 既存リース物件の市場価額の下落に伴い、リース満了時のリース物件売却価額等が当初想定価額よりも著しく下落する可能性。
		新規案件における対象物件の市場価額の高騰	新たな案件の組成に際し、環境対応の優れた航空機・船舶等に対する需要の高まりにより、対象物件の価額が高騰し商品の収益性が悪化することで、投資家の出資意欲が減退する可能性。
	評判上のリスク	出資意欲の減退	当社グループが組成・販売を行う商品に対し、環境負荷の高い機材や環境保全への取り組みが十分に行われていない借り手（レシー）の案件であるとの評価により、投資家の出資意欲が減退する可能性。
		資本市場における当社グループの評価	当社グループが組成・販売を行う商品に対し、環境負荷の高い機材や環境保全への取り組みが十分に行われていない借り手（レシー）の案件であるとの評価により、資本市場における当社グループの評価が下がる可能性。
	物理的リスク	急性リスク	当社の被災リスク
借り手（レシー）の被災リスク			借り手（レシー）が入居するオフィスや保有する航空機・船舶等が異常気象により被害を受け業績悪化等が生じるリスク。
慢性リスク		異常気象の長期化リスク	異常気象の長期化等に伴う空港等の設備や港湾の水没等に伴い借り手（レシー）の事業運営に支障が生じ、業績が悪化するリスク。

(想定される機会)

項目	内容	
商品とサービスの機会	出資意欲・関心の向上	環境対応の優れた航空機・船舶等や借り手（レッシー）の案件を当社グループが獲得することにより、投資家の出資意欲や、出資への関心が向上する。
	融資姿勢の向上	環境対応の優れた航空機・船舶等や借り手（レッシー）の案件を当社グループが獲得することにより、金融機関の融資姿勢が向上する。
	リース物件の資産価値の向上	環境対応の優れたリース物件を獲得することにより、当該物件の資産価値が向上・維持されることで収益性が向上する。

c. 指標及び目標

当連結会計年度より、当社グループは、将来的な気候変動リスクへの対応強化に向け、CO2排出量の算出を開始いたしました。

(指標)

CO2排出量

集計対象期間：2022年4月～2023年3月

集計対象範囲：SBIリーシングサービス株式会社

(単位:t-CO2)

Scope	カテゴリー	CO2排出量
Scope1	該当なし	-
Scope2	電気の使用	31.7

Scope2：「電気事業者別排出係数」（環境省・経済産業省）

(目標)

従来型の火力発電等に依拠した電力調達は、GHG排出量が大いだけでなく、国家政策や資源価格の影響を受けてコストが変動するリスクがあります。

当社では、電力調達コスト安定化の観点からも、再生可能エネルギーによる電力へ切り替えていくことが望ましいと考えております。

当社が入居する泉ガーデンタワーでは、省エネの推進や非化石証書（ ）等を用いた再生可能エネルギー由来の電力への契約切り替えを推奨しており、当社においては2023年9月から切り替えを行う予定です。引き続きGHG排出量削減に一層資する取り組みを検討していくとともに、気候変動リスクに関する指標・目標などTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みに沿った情報開示の充実に努めてまいります。

グリーン電力に伴って発生する"CO2を排出しない価値（環境価値）"を経済産業省公認で証書化したもの。

人的資本

a. 戦略

当社グループが、今後の多様な変化の時代に対応し100年企業を目指すべく企業価値の向上を図っていくうえで、サステナビリティを重視した経営に取り組むことは、会社と個人の成長の機会となり、投資家、パートナー、借り手（レッシー）のみならず末永い貢献につながると考えております。

航空・海運業界及び金融商品化に対する高い知識、リースアレンジ力、パートナーとの厚い信頼関係の構築等、高度な専門性を要する当社グループにおいては、従業員それぞれがプロフェッショナルとして自己研鑽に励みつつ挑戦を繰り返し、中長期で活躍、貢献してくれる人材、変化の時代に貢献できる人材、新しい価値創造ができる人材へと成長する人材戦略・体制の構築を目指しております。

各部門の人材がスキルギャップを埋め、プロフェッショナルへと成長する機会を提供するべく社内の各種研修の実施や、プロフェッショナル人材の持つ多様な知識とスキルを最大限活かす支援体制の整備に取り組んでおります。

また、当社グループで働く従業員を日頃から大切に考え、その貢献に報いるため継続的に健康安全に関する環境作りに取り組んでおります。

b. 指標及び目標

人的資本における戦略に関する指標及び目標は、次のとおりであります。なお、各指標の目標数値につきましては、今後検討を進めてまいります。

項目		指標	2023年3月期
プロフェッショナル人材の発掘、育成	即戦力人材の採用	SBIグループ人材の交流、リファラル採用の比率	57%
	社内研修の充実	研修実施回数	12回
	高度専門知識、スキルの習得	資格取得支援制度利用者数	2名
上級管理職研修受講者数		2名	
健康維持・増進のための継続的な環境作り	ワークライフバランスの取れた働き方	月間平均残業時間	20時間43分
		有給休暇取得率	74%
	従業員の長期定着化	雇用形態転換者数	6名
		エンゲージメントサーベイ	eNPS (1) -58
		定着率	78%

上記人員数には、当社グループへの出向者を含めており、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は含まれておりません。

- 1 2023年4月に実施したエンゲージメントサーベイの数値になります。eNPSとは社員の「自社への入社推奨度合い」（職務内容や労働条件、待遇、人間関係等への満足度や、働きがいの実感度など）を可視化した指標といわれており、金融商品取引業・金融先物取引業のeNPS平均値は-63です。

・即戦力人材の採用

当社グループの従業員は、金融商品提供者として金融に関する高い専門性や倫理観が求められるため、SBIグループが保有する高度な金融人材を活かすべく、SBIグループへ当社グループの募集職種を公開し、SBIグループ各社から希望する経験者を受け入れています（SBIグループ人材の交流）。また、確かな人材や経験者を採用するため、当社グループ従業員から外部の人材を紹介してもらう手法を積極的に取り入れています（リファラル採用）。

・社内研修の充実

当社グループでは、プロフェッショナル人材へと成長するために必要な支援として、基本研修やテーマ毎のeラーニング等の研修を実施し、従業員の早期育成を図っております。今後の多様な時代に対応すべく、様々なテーマの社内研修を充実させていくことで当社グループが求める人材の育成に努めてまいります。

・高度専門知識、スキルの習得

業務遂行に必要な専門知識やスキルの向上を目的として、業務上有用となる外部資格の取得費用を支援しております。また、マネージャー職位以上の従業員を対象として、より上位の職責を目指しSBI大学院大学（通信制の専門職大学院）を活用した上級管理職研修を実施しております。

・ワークライフバランスの取れた働き方

100年企業を目指しサステナビリティを重視した経営に取り組むうえで、従業員が仕事と生活の調和を取り、健康、安全面を保ち、いきいきと働くため、業務終業の声掛け、有給休暇取得推奨日の設定や長期連続休暇取得の推奨等に取り組み、残業時間や有給休暇の取得状況について定期的に数値を可視化して積極的な改善に努めております。

・従業員の長期定着化

中長期で活躍、貢献をしてくれる人材を数多く増やし、プロフェッショナルな人材に長く定着してもらうことで、生産性を向上させていくことが、当社グループの事業運営には必要不可欠であります。組織適応度、業務習熟度、ワークライフバランス等の状況に応じ、当人と協議したうえで、就業開始時の雇用形態を転換する機会を設けるとともに、エンゲージメントサーベイにより組織課題を可視化し、改善・解決することで定着率を向上させていくことを目指しております。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社のリスク管理体制については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) ファンド事業におけるリスク

ファンド事業では、当社の特別目的子会社（以下「SPC」という。）が金融機関からの借入及び投資家からの匿名組合契約又は任意組合契約に基づく出資金等により、航空機や船舶等のリース物件（以下「リース物件」という。）を購入し、オペレーティング・リース形式で賃貸することによりファンド（以下「オペレーティング・リースファンド」という。）を組成します。

ファンド事業においては、オペレーティング・リースファンドの組成にかかる手数料、当該ファンドの持分等（以下「ファンド持分等」という。）の投資家への販売にかかる手数料、ファンドの運営・管理にかかる手数料等が当社の収益となります。ファンド事業におけるリスクは、以下のとおりです。

借り手（レシー）の業績悪化の影響を受けるリスク

借り手（レシー）である航空会社等の業況が悪化し、SPCに対して契約条件どおりにリース料が支払われない場合には、当該ファンドの収益が悪化して、投資家の出資金元本が毀損する可能性があります。この場合、当社が組成するオペレーティング・リースファンドに対する投資家の投資意欲が低下し、当該ファンド持分等の販売額が減少することで、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、ファンド事業のリスクを投資家に十分に説明するとともに、借り手（レシー）の選定及びリース物件についてはリスク審査等を慎重に行っております。また、借り手（レシー）の業況悪化による法的倒産手続開始時等においては、借り手（レシー）以外の第三者へのリース物件の販売等を行うことにより、オペレーティング・リースファンドの収益が悪化しないように適切な措置を講じていくこととしております。

このような措置をとったにもかかわらず、上記のような事態が生じた場合には、当初想定していたファンド持分等の販売ができなくなり、当社が受け取る手数料等が減少することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

リース物件の売却価格の変動リスク

リース期間終了時に借り手（レシー）がリース物件を購入しない場合には、当該リース物件について市場を通じて第三者に売却することとなり、当初想定していた売却価格より低い価格でしか売却できない事態となったときは、オペレーティング・リースファンド事業の収益が悪化し、投資家の出資金元本が毀損する可能性があります。

当社は、案件組成時のリース物件の想定売却価格について、外部評価会社等に算定を依頼するなど客観的で、合理性を有するものと判断した価格を採用しております。しかしながら、上記のような事態が生じた場合には、当初想定していたファンド持分等の販売ができなくなり、当社が受け取る手数料等が減少することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

匿名組合出資持分等の在庫に関するリスク

当社は、オペレーティング・リースファンドの組成に際して、匿名組合契約にかかる出資持分（以下「匿名組合出資持分」という。）を投資家に譲渡することを前提に一時的に取得する場合には、当該出資持分を貸借対照表の「資産の部」に「商品出資金」として取得価額で計上しております。また、任意組合方式の場合、投資家による出資完了後の任意組合への売却を前提に一時的に航空機等を取得し、貸借対照表に「販売用航空機等」として計上しております。

当社は、組成に際して、借り手（レシー）の選定及びリース物件についてリスク審査等を慎重に行うとともに、販売計画、見通しに基づく在庫管理に努めておりますが、当該商品出資金又は販売用航空機等を譲渡するまでの間に、リース物件の価額の下落、借り手（レシー）の信用状況悪化、為替相場の変動等の事由により当該商品出資金又は販売用航空機等の価値が当社取得価額を下回った場合には、当該商品出資金又は販売用航空機等について評価損又は譲渡損を計上することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が商品出資金又は販売用航空機等を一定の期限までに譲渡できなかった場合には、当社は当該譲渡にかかる手数料等を受け取ることができず、さらに当社が投資家と同様の立場においてファンド事業に関与することになるため、リース物件価額の下落等のリスクが顕在化した場合には、商品出資金及び販売用航空機等にかかる投資額の全部又は一部を回収できず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

為替相場に関する変動リスク

当社がSPC等から受け取る手数料等や任意組合から受け取る販売用航空機等の売却代金のうち、一部は外貨建てとなっております。当社は、為替予約取引により為替相場変動の影響を軽減するための措置を講ずるなどしておりますが、為替相場が円高になった場合には、受取額が当初の想定額よりも少なくなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、案件組成時点より円高になっていた場合、JOLCO商品の経済性が悪化することにより投資家の投資意欲が低下し、当初想定していたファンド持分等の販売ができなくなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

一方、為替相場が円安になった場合には、外貨建てによるリース物件やファンド持分等の購入に対する投資家の投資意欲が低下し、当初想定していた外貨建てのリース物件やファンド持分等の販売ができなくなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特定業種への依存に関するリスク

当社が取り扱うオペレーティング・リースファンドにおけるリース物件は、航空機、船舶及び船舶用コンテナであり、航空業界及び海運業界の設備投資動向にファンドの組成が影響を受ける可能性があります。その場合、組成するファンドの本数が減少するなどして、当初想定していたファンド持分等の販売ができなくなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、航空業界や海運業界の業績次第では、投資家の借り手（レシー）に対する信頼度の低下や、リース期間終了後の物件売却価格の低下が生じる可能性があるため、投資家の投資意欲が低下し、当初想定していたファンド持分等の販売ができなくなり、当社が受け取る手数料等が減少することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、航空機及び船舶業界の動向等を注視し、環境に応じた柔軟な対応を行うことによりリスク低減に努めていますが、それでもなお、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ファンド組成の遅延に関するリスク

当社が取り扱うオペレーティング・リースファンドの組成にあたっては、リース案件のアレンジャー、航空機等の売主（メーカー等）及び航空会社等の借り手（レシー）他、複数の当事者との間で合意形成が必要となります。そのため、各当事者の個別事情や当事者間の合意形成の遅れ等によりファンド組成（航空機等購入）の時期が当初想定していた時期より遅延する場合があります。その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、特に任意組合への販売用航空機等の売却は、一件当たりの金額が多額であるため売上に与える影響が大きく、当初想定した時期より組成や販売が遅延した場合には、当期に見込んでいた当該収入が翌期以降に後ろ倒し計上となり、当社グループの売上高に影響する可能性があります。

特定取引先への依存に関するリスク

当社は、航空機にかかるオペレーティング・リース事業においてファンド組成にかかるアレンジの多くを業務提携先であるABL Aviation（代表者 Ali Ben Lmadani、以下「ABL」という。）に依存しており、ABLは、自社のリソース等を活用しながら案件ソーシング業務、リース管理業務等を行っております。当社とABLは、Win-Winの関係を維持しながら当該事業の展開を行っておりますが、今後、何らかの理由によって関係維持が困難になった場合は、当初想定していたオペレーティング・リースファンドの組成や当該ファンド持分等の販売ができなくなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在、ABL・当社間の関係は良好であり、今後も、当社はABLを重要なビジネスパートナーとして関係を維持していく方針であります。

重要な契約に関するリスク

当社グループにおいて経営上重要と思われる契約の概要は、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。当該契約が期間満了、解除、その他の理由に基づき終了した場合若しくは当社グループにとって不利な改定が行われた場合又は契約の相手方の経営状態が悪化したり、経営方針が変更されたりした場合には、当初想定していたオペレーティング・リースファンドの組成や当該ファンド持分等の販売ができなくなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) ゼネラルアビエーション事業に関するリスク

当社では、ゼネラルアビエーション事業において、ヘリコプターを含む小型航空機を投資家又は事業者へ販売又は賃貸するため、これらの資産を取得し、「販売用航空機等」又は「賃貸資産」として貸借対照表に計上しております。当該資産は、原則として取得後短期間で投資家へ譲渡、又は一定の賃貸期間を経て譲渡することを想定しておりますが、取得後に当該資産の価格に変動が生じたり、経済状況が著しく変化した場合には、当該資産の譲渡が困難となり、評価損を計上するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制に関するリスク

金融商品取引法等

匿名組合契約及び任意組合契約に基づくファンド持分等取り扱いは、みなし有価証券（金融商品取引法第2条第2項）に該当し、私募の取扱いや売買により投資家に譲渡するためには、金融商品取引法及び金融サービスの提供に関する法律等の規制を遵守するとともに、第二種金融商品取引業（金融商品取引法第29条）の登録が必要となります。法定の要件（金融商品取引法第52条）に該当した場合、当社に対し、登録取消しがされ、又は業務停止等が命じられることがあります。当社は、ファンド事業を遂行するにあたり、各法令等について、関連する社内規程の制定及び社員教育の徹底、弁護士等外部専門家の活用など、法令、コンプライアンスを遵守するための体制構築をしており、本書提出日現在において、かかる登録取消し又は業務停止の事由に該当する事実はないと認識しております。今後、当社が何らかの事由により登録取消し又は業務停止等の行政処分等を受けた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

税務その他関連する法令

当社が取り扱うオペレーティング・リースファンドは、現行の税務、会計その他当該商品に関する法令等に基づき組成を行っております。当社は、ファンド組成時に、税理士、弁護士他、事業に関する専門家から意見書を取得し、関連する法令等の内容及びその法解釈について必要な検証を行っております。しかしながら、将来、当該法令等が改正される、若しくは新たに制定されることにより課税の取扱いに変更が生じる場合等、当該ファンドに対する投資家の投資意欲が低下して、当初想定していたファンド持分等の販売ができなくなり、当社が受け取る手数料等が減少することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 金融市場及び世界経済の混乱によるリスク

金融市場の信用収縮や世界的な景気後退、国際紛争、大規模自然災害等の発生により金融市場や世界経済に混乱をきたす事象が生じた場合には、オペレーティング・リースファンドの組成やファンド持分等の販売が困難となる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達に関するリスク

当社は、オペレーティング・リースファンドの組成資金や運転資金の一部を金融機関からの借入金によって調達しておりますが、経済状況の悪化等何らかの理由により、借入ができなくなった場合には、ファンドの組成が困難となる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 財務制限条項に関するリスク

当社は、ファンド事業における機動的な案件組成資金の調達のため、金融機関とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約には財務制限条項が付されているものがあり、当社の業績が悪化したこと等により財務制限条項に抵触した場合には、借入返済について期限の利益を喪失する可能性があり、当社の資金繰り等が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当連結会計年度末における資金調達枠の総額及び財務制限条項の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係)」をご参照ください。

(7) 連結の範囲に関するリスク

当社が組成するオペレーティング・リースファンドの多くは、匿名組合契約を用いたストラクチャーによっており、当該組成案件の匿名組合の営業者として利用するSPCについては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第1項第2号に基づき、連結の範囲に含めることで利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある子会社と判断し、連結の範囲から除外しております。

今後、SPCやストラクチャーに利用する他の事業組合について、連結の範囲に関する会計基準が改正された場合や何らかの事由によりファンド持分等の売却が困難となった場合には、当社グループの連結の範囲に変更が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 固定資産の減損損失計上のリスク

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しており、当社グループが保有する航空機・船舶等の固定資産の時価が著しく下落した場合や収益性が悪化した場合には減損損失を計上することとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 訴訟等に関するリスク

当社は、ファンド事業に関わる投資家や紹介者などの取引先等より法的手続等を受ける可能性があります。万一、取引先等から訴訟を提起され当社に不利な結果になった場合や訴訟内容に起因する社会的信用の低下が生じた場合には、当社グループの経営成績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報漏洩に関するリスク

当社は、オペレーティング・リースファンドを組成し、投資家に対して当該ファンド持分等を販売しており、投資家及び借り手(レシー) (投資家とあわせて、以下「顧客」という。)の機密情報及び秘匿性の高い情報(以下「機密情報等」という。)を取り扱っております。そのため、顧客から入手した機密情報等が漏洩することがないように、情報セキュリティに関する社内規程や個人情報保護関連の規程・規則を整備、運用・モニタリングするとともに、役職員への継続的な研修等を通じて、情報管理の徹底を図っております。しかしながら、機密情報等の紛失・漏洩・不正利用及び外部からの不正アクセス等不測の事態によって、重大な情報漏洩等が発生した場合、損害賠償の支払いや当社グループへの信頼の失墜等により事業活動に支障が生ずることとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11)人材の確保及び育成に関するリスク

当社は、ファンド事業の拡大に伴い、優れた人材の確保・育成が重要な課題であると考えており、積極的に人材の採用及び育成を進めております。当社の事業においては、高度な専門性が要求されることから、優秀な人材の確保及び育成が計画どおりに進捗しない場合には、事業の拡大が困難となり、当社グループの経営成績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(12) S B I グループとの関係について

S B I ホールディングス株式会社との関係等

当社の親会社である S B I ホールディングス株式会社は、本書提出日現在、当社発行済株式総数の63.45%を保有しております。そのため、当社役員の選任・解任、他社との合併等の組織再編、定款の変更や剰余金の処分等の当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。当社は、取締役7名のうち2名を独立社外取締役とし、監査役3名のうち2名を社外監査役（うち1名は独立社外監査役）とするなど、社外役員の積極的な登用により独立性の担保を図っておりますが、その場合においても株主総会の承認を必要とする事項について S B I ホールディングス株式会社が影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は事業戦略の策定、ビジネス判断等経営上の意思決定は自ら行っており、親会社による事前承認事項はありませんが、S B I ホールディングス株式会社が決定した S B I グループ企業としての全体的な事業戦略を勘案した方針が、直接又は間接を問わず当社の事業戦略等に影響を与える可能性があります。また、S B I ホールディングス株式会社及び他の S B I グループ企業に起因して生じた財務内容、信用状況、業績等に関するマイナスイメージ等について、当社も同一視され、レピュテーションリスクが生じるおそれがあり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

「S B I」の商標使用について

当社は、S B I ホールディングス株式会社から商標使用の承諾を得て「S B I」の名称を使用しております。当社が、S B I ホールディングス株式会社の子会社・関連会社等でなくなった場合等には、「S B I」の商標を使用できない、又は使用条件が変更され若しくは制限を受ける可能性があります。この場合には、当社グループの経営成績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

S B I グループ企業との取引について

当社は、2023年3月期において以下の S B I グループ企業を主な取引先として取引を行っております。S B I グループ企業の各社との取引にあたっては、一般株主との利益相反関係が発生するリスクを踏まえ、取引の適正を確保するため「関連当事者取引管理規程」に関連当事者取引に関する手続きを定めるとともに、当社の取締役会において取引の合理性（必要性）や取引条件の妥当性等の事項を審議の上、承認を得ることとしております。

S B I グループ企業との主な取引

会社名	取引内容	取引金額 (百万円)	取引条件の決定方法
S B I ホールディングス株式会社	システムのライセンス取引や人事関係にかかる業務等	25	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
S B I マネープラザ株式会社	投資家候補先の紹介	163	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
S B I ビジネス・ソリューションズ株式会社	経理システムのライセンス取引等	9	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
S B I リクイディティ・マーケット株式会社	ファンド事業にかかる為替予約取引等	0	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
S B I アセットマネジメント株式会社	運用中のファンドにかかるアセットマネジメント業務等	9	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。

昭和リース株式会社との関係について

昭和リース株式会社は、SBIホールディングス株式会社の連結子会社である株式会社SBI新生銀行の100%子会社です。

同社は総合リース事業者としてファイナンス・リース取引及び割賦販売取引を主たるビジネスとして展開しており、オペレーティング・リースファンドの組成、投資家へのファンド持分等の販売を専業としている当社とは事業の展開方針が異なりますが、事業の一環としてオペレーティング・リースファンドの組成、投資家へのファンド持分等の販売も行っております。

当社及び昭和リース株式会社は自らの経営判断に基づき事業戦略等を決定しており、その結果、オペレーティング・リース事業における案件の獲得（リース物件の仕入等）や投資家へのファンド持分等の販売等において競合する可能性があります。

SBIグループ企業との人的関係について

当社の監査役である田中孝広は、SBIホールディングス株式会社が親会社としての子会社管理の一環として監査役を派遣しているものであります。なお、本書提出日現在、上記のほか、当社グループ企業から2名の出向者を受け入れております。

(13) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく方針です。具体的には、収益力の強化施策や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、継続的かつ成長に応じた利益還元を実施する方針であります。

しかしながら、事業環境、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況により、配当を実施できない可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は37,283百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,247百万円増加いたしました。これは主に、販売用航空機等が6,674百万円減少しましたが、現金及び預金が5,197百万円、商品出資金が10,142百万円それぞれ増加したことによるものであります。

固定資産は11,071百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,311百万円増加いたしました。これは主に、賃貸資産が7,775百万円、繰延税金資産が1,375百万円それぞれ増加したことによるものであります。プリンシパルインベストメント事業において船舶を保有したことにより賃貸資産が増加しております。

この結果、総資産は48,354百万円となり、前連結会計年度末に比べ18,558百万円増加いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は16,643百万円となり、前連結会計年度末に比べ164百万円増加いたしました。これは主に、短期借入金が6,319百万円減少しましたが、1年内返済予定の長期借入金が502百万円、未払法人税等が2,909百万円、契約負債が2,560百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

固定負債は13,932百万円となり、前連結会計年度末に比べ13,774百万円増加いたしました。これは主に、長期借入金が13,904百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は30,575百万円となり、前連結会計年度末に比べ13,938百万円増加いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は17,778百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,620百万円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益2,443百万円及び新株の発行1,864百万円によるものであります。

経営成績の状況

当社グループは、投資家、パートナー、借り手（レシー）のみなさまへ、航空機・船舶等の価値ある優良資産を対象とした、魅力ある商品の組成、販売を行い、「100年企業への挑戦」の経営理念のもと、みなさまの持続的な成長に貢献できるよう事業に取り組んでおります。

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う行動制限の緩和などから社会経済活動の回復への動きが見られたものの、エネルギー・原材料価格等の高騰による世界的な物価の上昇や、急激な為替の変動など、引き続き先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域である航空業界におきましては、燃料価格の上昇やサプライチェーンの混乱等の影響が続いていましたが、渡航制限の緩和から航空旅客需要はコロナ禍前の水準へと戻りつつあり、各国主要航空会社の売上高はコロナ禍前の水準を上回るなど回復に向かっております。

また、海運業界におきましては、ロシア・ウクライナ情勢を受けた欧州におけるエネルギー輸入動向の変化から、LNG船やタンカー市況は堅調な推移が見込まれている一方、コロナ禍において高騰したコンテナ船市況は調整局面を迎えているなど、船種ごとの市況の変化には引き続き注視が必要な状況です。

このような環境の中、当社グループのオペレーティング・リース事業においては、船舶ファイナンス世界大手のBNPパリバ銀行やSBI新生銀行グループとの協業により、優良海運会社向けの船舶JOLCO商品の組成を大幅に強化した他、北米エアライン大手アメリカン航空や欧州エアライン大手エールフランス航空向けのJOL商品の組成を行うなど、投資家にとって魅力ある商品の拡充に注力してまいりました。一方の商品販売においては、急激な為替変動に伴うJOLCO商品（ドル建て）の購入に対する投資家心理の冷え込みに対し、パートナーへの投資家紹介手数料の引上げや値引き販売等の施策を実施するなど、販売活動の推進に努めました。

また、さらなる収益機会の獲得や将来的な商品ラインナップの拡充に向けて、当社グループで船舶を保有し用船事業を行うプリンシパルインベストメント事業を開始いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高39,572百万円（前連結会計年度比33.9%増）、営業利益4,025百万円（同22.7%増）、経常利益3,532百万円（同25.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,443百万円（同76.4%減）となりました。

また、商品組成金額は202,547百万円（前連結会計年度比28.9%増）、商品出資金等販売金額は78,389百万円（同40.0%増）となりました。

なお、当社グループはオペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ5,197百万円増加し、13,812百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは3,711百万円の収入超過（前連結会計年度は772百万円の支出超過）となりました。これは主に、棚卸資産の増加額3,466百万円により資金が減少した一方で、税金等調整前当期純利益3,516百万円及び契約負債の増加額2,560百万円により資金が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、8,434百万円の支出超過（前連結会計年度は26,082百万円の収入超過）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出8,228百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、9,939百万円の収入超過（前連結会計年度は22,198百万円の支出超過）となりました。これは主に、短期借入金の純減少額6,319百万円により資金が減少した一方で、長期借入れによる収入14,658百万円及び株式の発行による収入1,851百万円により資金が増加したことによるものであります。

組成及び販売の実績

当社グループはオペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、事業別に記載しております。

a. 組成実績

当社グループの売上高の大半を占めるファンド事業における組成金額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前年同期比(%)
JOL商品組成金額 (百万円)	24,129	130.5
JOL商品組成件数 (件)	4	100.0
JOLCO商品組成金額 (百万円)	178,417	128.7
JOLCO商品組成件数 (件)	17	106.3

(注) 1. JOL商品とはJapanese Operating Leaseを略したもので、購入選択権がない日本型オペレーティング・リースを指します。リース契約期間が満了し、リース物件の売却によって得た損益を投資家に分配した時点で投資が完了する商品です。

2. JOLCO商品とはJapanese Operating Lease with Call Optionを略したもので、購入選択権付日本型オペレーティング・リースを指します。具体的には、借り手(レシー)がリース契約期間の途中でリース物件を購入できるという選択権(オプション)が付与された日本型オペレーティング・リースの一種であります。借り手(レシー)が購入選択権を行使した場合、その時点で投資が完了する可能性があり、購入選択権が行使されない場合はJOLと同様にリース物件の売却によって投資が完了する商品です。

3. 「ファンド事業における組成金額」とは、当連結会計年度中に組成したオペレーティング・リースファンドにおけるSPCの借入金額と匿名組合出資金額の合計額もしくはリース物件取得相当額であります。

b. 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業別に示すと、以下のとおりであります。

事業の名称	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前年同期比(%)
ファンド事業(百万円)	38,721	134.0
JOL商品	33,156	130.0
JOLCO商品	5,565	163.8
ゼネラルアビエーション事業(百万円)	292	44.5
プリンシパルインベストメント事業 (百万円)	557	-
合計	39,572	133.9

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合(%)	金額 (百万円)	割合(%)
LS-ALK1 事業組合	-	-	7,736	19.5
LS-AAL1 事業組合	-	-	7,719	19.5
LS-AAL2 事業組合	-	-	7,087	17.9
LS-AFR2 事業組合	-	-	5,179	13.1
LS-AFR1 事業組合	-	-	4,997	12.6
LS-Aviation DAL6 事業組合	4,472	15.1	9	0.0
LS-Aviation DAL8 事業組合	4,402	14.9	9	0.0
LS-Aviation DAL7 事業組合	4,306	14.6	9	0.0
LS-Aviation DAL3 事業組合	3,954	13.4	8	0.0
LS-Aviation DAL4 事業組合	3,917	13.3	8	0.0
LS-Aviation DAL5 事業組合	3,912	13.2	8	0.0

なお、ファンド事業において当社が販売した商品出資金等の販売金額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前年同期比(%)
商品出資金等販売金額(百万円)	78,389	140.0

(注) 商品出資金等販売金額は、オペレーティング・リースファンドにおける匿名組合投資家出資金額もしくは任意組合投資家出資金額であります。

(参考情報)

投資情報としての有用性の観点から、参考情報として第1期から第6期(当連結会計年度)までのファンド事業における組成金額および商品出資金等販売金額をリース対象資産別に下記に記載しております。また、ビジネスマッチング契約パートナー数についても記載しております。

組成金額(百万円)	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期 (当連結会計年度)
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
航空機 (JOL商品)	-	-	-	17,389	18,490	24,129
航空機 (JOLCO商品)	6,050	65,159	126,761	7,050	76,162	40,978
船舶・コンテナ (JOLCO商品)	-	24,357	11,126	6,988	62,482	137,439
合計	6,050	89,516	137,887	31,428	157,135	202,547

商品出資金等販売 金額(百万円)	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期 (当連結会計年度)
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
航空機 (JOL商品)	-	-	-	7,795	25,056	32,913
航空機 (JOLCO商品)	700	5,513	18,607	9,540	20,235	5,854
船舶・コンテナ (JOLCO商品)	4,599	2,132	5,166	4,708	10,711	39,620
合計	5,299	7,645	23,774	22,044	56,002	78,389

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期 (当連結会計年度)
ビジネスマッチング 契約パートナー数 累計(期末時点)	1	8	91	123	179	260

(注) ビジネスマッチング契約パートナーは、地域金融機関や税理士・会計士事務所など投資家紹介の契約締結先であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりです。

b. 経営成績の状況

(売上高)

当連結会計年度の売上高は39,572百万円(前連結会計年度比10,016百万円の増加)となりました。これは主としてJOL商品の大型案件の販売が寄与したことによるものであり、詳細につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりです。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は32,405百万円(前連結会計年度比8,388百万円の増加)となりました。これは主としてJOL商品である航空機の販売額の増加にともない販売に係る原価が8,062百万円増加したことによるものです。この結果、当連結会計年度の売上総利益は7,167百万円(前連結会計年度比1,628百万円の増加)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は3,141百万円(前連結会計年度比883百万円の増加)となりました。これは主として人件費が349百万円、支払手数料が334百万円増加するなどしたことによるものです。人件費は採用による従業員数が増加したため、また、支払手数料は商品出資金等の販売額増加にともない顧客紹介手数料が増加したことにより増加しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益は4,025百万円(前連結会計年度比744百万円の増加)となりました。

(営業外収益・営業外費用、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は113百万円(前連結会計年度比111百万円の減少)となりました。これは主として為替差益が99百万円減少したことによるものです。

営業外費用は606百万円(前連結会計年度比85百万円の減少)となりました。これは主として借入に係る支払手数料が148百万円増加した一方で支払利息が241百万円減少したことによるものです。

この結果、当連結会計年度の経常利益は3,532百万円(前連結会計年度比718百万円の増加)となりました。

(特別利益・特別損失、法人税等合計、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度においては特別利益の計上はありません。なお、前連結会計年度は賃貸資産等売却益7,820百万円を計上しております。

特別損失は16百万円(前連結会計年度比9百万円の増加)となりました。これは関係会社株式評価損12百万円及び関係会社清算損3百万円を計上したことによるものです。

当連結会計年度の法人税等合計は1,073百万円(前連結会計年度は264百万円)となりました。

この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は2,443百万円(前連結会計年度比7,920百万円の減少)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループは、案件組成や当社グループが収受する各種手数料等といった営業活動のほか、ファンド事業やゼネラルアドバイザリー事業の運転資金(投資家への販売までの間、資金負担が必要な航空機等購入代金や商品出資金の立替出資等)の効率的な調達を行うため、コミットメントライン等の融資枠による金融機関からの借入による財務活動を行っており、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保しております。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	55,150百万円
借入実行残高	8,800
差引額	46,350

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額ならびに開示に影響を及ぼす見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる結果をもたらす場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を及ぼす要因について

「3 事業等のリスク」に記載したとおり、外部環境、事業内容、組織体制等の様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があることと認識しております。そのため、当社は常に業界の動向を注視しつつ、優秀な人材の確保と適切な教育を実施するとともに、内部管理体制の強化と整備を進めることで、経営成績に重要な影響を及ぼすリスク要因に適切な対応を図ってまいります。

経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析について

当社グループの経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、経常利益であります。また、この経営指標に影響する商品出資金等販売金額並びに商品組成金額を重視しており、その金額推移を継続的に管理することで経常利益額の想定や営業活動における新たな施策の立案を行っております。

なお、商品出資金等販売金額並びに商品組成金額の推移実績については、「(1) 経営成績等の状況の概要 組成及び販売の実績」に記載しております。

5【経営上の重要な契約等】

(1) コミットメントライン契約及び当座貸越契約

当社グループは、主にファンド事業及びゼネラルアビエーション事業における案件組成資金を効率的に調達するため、金融機関とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。

これらの契約の詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係)」に記載しております。

(2) 商標使用許諾契約

当社は、SBIホールディングス株式会社が保有する商標「SBI」(ロゴマークを含む。)、「SBIグループ」、「SBI Group」、「SBIリーシングサービス」及び「SBI Leasing Services」につき、同社と商標使用許諾契約を締結しております。なお、当社がSBIホールディングス株式会社の子会社又は関連会社等ではなくなった場合には、当該契約は失効します。

(3) 業務提携契約

当社は、航空機にかかるオペレーティング・リース事業について、アイルランドの独立系航空機アセットマネージャーであるABL Aviation(代表者 Ali Ben Lmadani、以下「ABL」という。)と2018年11月から期間を5年とする業務提携契約を締結しております(その後5年単位での自動更新)。本業務提携に基づき、ABLは自社のリソースを活用し、案件ソーシング業務、リース管理業務等を行っております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資額は30百万円となりました。これは主に、事業拠点として必要な施設の拡充に2百万円、投資家の利便性向上及び当社業務の効率化等のためソフトウェア開発に27百万円を投資したことによるものであります。

設備投資の金額にはオペレーティング・リース事業における賃貸資産を含めておりません。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社グループはオペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物附属設備 (百万円)	工具、器具及 び備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都港区)	本社設備	58	3	28	89	30 (24)
大阪支店 (大阪市北区)	業務施設	3	0	-	4	4 (4)
福岡支店 (福岡市博多区)	業務施設	-	0	-	0	5 (2)

(注) 1. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は本社71百万円、大阪支店10百万円、福岡支店3百万円であります。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社等からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

3. 当社グループはオペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,000,000
計	28,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,776,800	7,776,800	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
計	7,776,800	7,776,800	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2021年12月24日	2021年12月24日	2021年12月24日
付与対象者の区分及び人数 (名) (注)1.	当社取締役 5 (社外取締役を除く) 当社執行役員 3 (取締役を除く)	当社使用人 11 (部店長) (注)11.	当社使用人 33 (その他従業員) (注)11.
新株予約権の数(個)	797 (注)2.	332 (注)2.	511 (注)2.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 159,400 (注)2.	普通株式 66,400 (注)2.	普通株式 102,200 (注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,250 (注)3.	2,250 (注)3.	2,250 (注)3.
新株予約権の行使期間	自 2024年7月1日 至 2028年6月30日	自 2024年7月1日 至 2028年6月30日	自 2024年7月1日 至 2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,360 資本組入額 1,180	発行価格 2,250 資本組入額 1,125	発行価格 2,250 資本組入額 1,125
新株予約権の行使の条件	(注)4.~8.	(注)4.~8.	(注)5.~8.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)10.		

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2023年3月期及び2024年3月期の当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書、以下同様）に記載された経常利益の合計値が、7,000百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切でないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前経常利益をもって判定するものとする。
5. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関連会社の取締役、監査役または従業員の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役が認めた場合は、この限りでない。
6. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
7. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
8. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
9. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の決議を要しない場合には取締役会決議）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上表に記載の「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
10. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表に記載の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表に記載の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上表に記載の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
(注) 9 . に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 11 . 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在における「付与対象者の区分及び人数」は第2回新株予約権が当社使用人10名、第3回新株予約権が当社使用人32名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2019年3月31日 (注)1.	828	11,828	-	100	-	250
2020年7月30日 (注)2.	11,828	23,656	2,500	2,600	2,500	2,750
2021年3月31日 (注)3.	11,828	35,484	2,500	5,100	2,500	5,250
2021年3月31日 (注)4.	-	35,484	5,000	100	5,150	100
2022年7月22日 (注)5.	7,061,316	7,096,800	-	100	-	100
2022年10月18日 (注)6.	350,000	7,446,800	479	579	479	579
2022年11月21日 (注)7.	330,000	7,776,800	452	1,032	452	1,032

(注)1. 株式会社オートパンサーの航空機事業を承継する吸収分割の対価として普通株式を発行し、発行済株式総数が828株増加、資本剰余金のその他資本剰余金が245百万円増加しております。

2. 有償第三者割当

発行価格 422,726円

資本組入額 211,363円

割当先 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社

3. 有償第三者割当

発行価格 422,726円

資本組入額 211,363円

割当先 SBIホールディングス株式会社

4. 2021年2月19日に開催された臨時株主総会の決議により無償減資を行い、2021年3月31日に資本金5,000百万円(減資割合98.0%)及び資本準備金5,150百万円(減資割合98.1%)がそれぞれ減少し、資本剰余金のその他資本剰余金が10,150百万円増加しております。

5. 2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は7,061,316株増加し、7,096,800株となっております。

6. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,980円

引受価額 2,741.6円

資本組入額 1,370.8円

払込金総額 959百万円

7. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 2,741.6円

資本組入額 1,370.8円

割当先 大和証券株式会社

8. 上記6.及び7.の払込金額の合計額1,864百万円から発行諸費用を差し引いた手取金につきましては、2022年9月13日提出の有価証券届出書「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」において、ファンド組成時に必要となる販売用航空機の購入資金として2022年12月までに全額を充当する予定である旨を記載しておりましたが、2023年1月に販売用航空機の購入資金として全額を充当しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	31	63	21	9	3,023	3,151	-
所有株式数(単元)	-	4,667	2,652	52,856	5,594	32	11,940	77,741	2,700
所有株式数の割合(%)	-	6.00	3.41	67.99	7.20	0.04	15.36	100	-

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,934,200	63.45
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	323,700	4.16
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋一丁目13番1号)	236,000	3.03
株式会社オートパンサー	鹿児島県鹿児島市東開町4番地16	165,600	2.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	87,500	1.13
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	25 BANK STREET, CANARY WHARF LONDON E14 5JP UK (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	87,100	1.12
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FR-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	74,570	0.96
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	74,030	0.95
岡村 茂樹	兵庫県芦屋市	64,700	0.83
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	63,000	0.81
計	-	6,110,400	78.57

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,774,100	77,741	-
単元未満株式	普通株式 2,700	-	-
発行済株式総数	7,776,800	-	-
総株主の議決権	-	77,741	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しており、配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、継続的かつ成長に応じた利益還元を実施する方針であります。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、1株当たり年間配当額10円00銭(配当性向は3.2%)とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、財務基盤の拡充や業績向上への人的投資のために優先的に充当し、事業基盤の確立・強化を図ってまいります。

また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2023年6月26日 定時株主総会決議	77	10.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

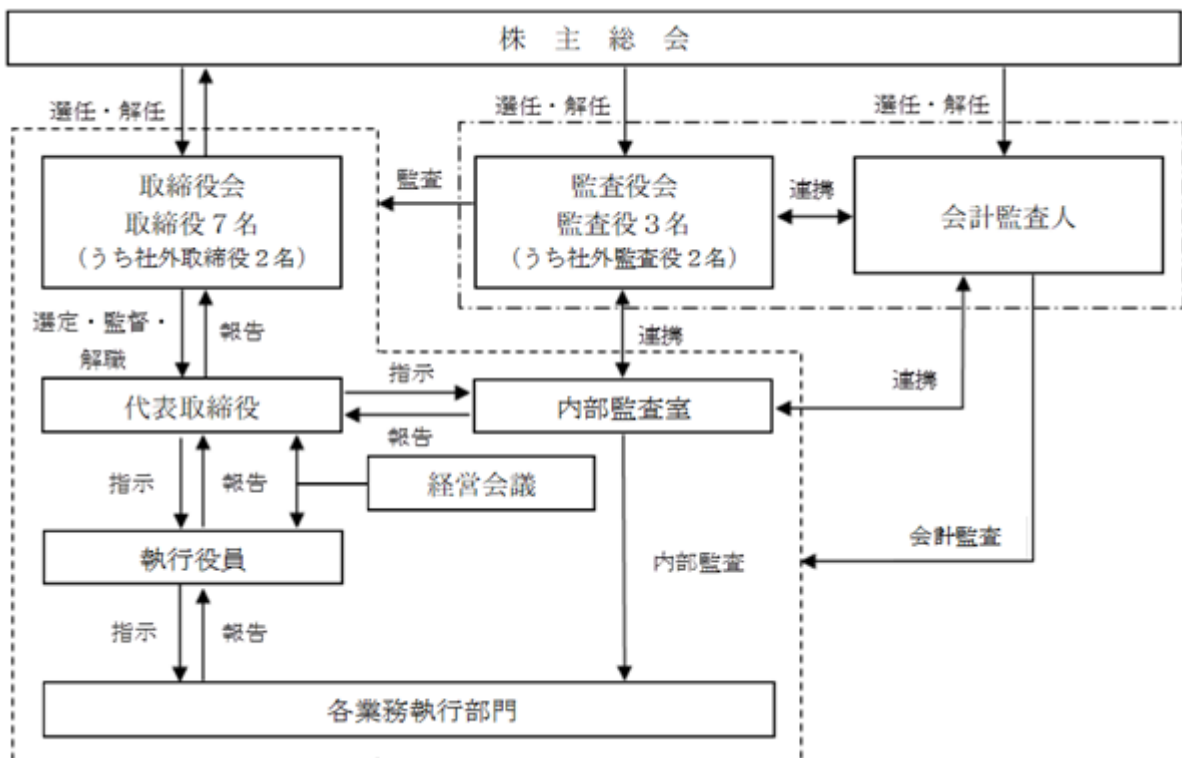
当社は、「100年企業への挑戦」という経営理念を掲げて、航空会社、海運会社等の設備投資ニーズと中小企業の経営課題の解決に貢献し、新たな商品の開発やサービスの拡大を推進するため、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化による経営の健全性と透明性を確保し、コンプライアンスを重視した経営に努めております。

なお、当社の主要株主であるSBIホールディングス株式会社は、当社の親会社に該当しており、当社は、支配株主との取引等を行う際における一般株主の保護の方策に関する指針として、支配株主を含む関連当事者との取引条件等におきましては、「関連当事者取引管理規程」に基づき、関連当事者以外の会社と取引を行う場合と同様に、取引条件や市場価格を見ながら合理的に決定し、その可否、条件等につき、取締役会において、一般株主の権利を不当に害することのないよう十分に検討した上で、当該取引を実施する方針としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a．企業統治の体制の概要

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であり、また、執行役員制度を導入しており、取締役に並ぶ専門性や識見を有する執行役員5名をその任に就かせております。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は、以下のとおりであります。



(a) 取締役会

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されており、社外取締役2名を株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。取締役会は、原則として月1回の定例取締役会や四半期に1回の決算承認を主目的とする取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

また、独立社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監督を行っており、他の取締役にによる業務執行を監督することに加え、支配株主である親会社との利益相反を生じないよう監視し、企業価値及び一般株主の利益を確保することをその役割の一つとしております。

当連結会計年度における取締役会の具体的な検討内容は次のとおりであります。

決議事項	案件組成に関連する契約の締結、コミットメントライン等借入に関する契約の締結等
報告事項	期中の予算実績管理の状況、リスクマネジメントの状況、内部監査の結果等

当連結会計年度における取締役会の開催回数及び各取締役の出席回数は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役 執行役員社長（議長）	久保田 光男	25回	25回
取締役 執行役員副社長	階戸 雅博	25回	20回
取締役 執行役員	吉原 寛	25回	25回
取締役	真鍋 修平	25回	24回
社外取締役	粟野 公一郎	25回	25回
社外取締役	西堀 耕二	25回	25回

(b) 経営会議

当社は、取締役会の決議事項とされているものを除く会社経営に関する主要な事項について、円滑な経営の遂行を図るために、原則として月1回の定例経営会議のほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議は、常勤の取締役及び取締役が指定する執行役員で構成されております。

役職名	氏名	議長
代表取締役 会長兼社長	佐藤 公平	
取締役 副会長	久保田 光男	
取締役 副社長	階戸 雅博	
取締役	吉原 寛	
取締役	真鍋 修平	
執行役員	吉賀 貴弘	
執行役員	中村 圭造	
執行役員	川崎 聡	
執行役員	瀬畑 史郎	
執行役員	高橋 俊一	

(c) 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、本書提出日現在、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、社外監査役である青木泰岳氏を株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。監査役会は、原則として3ヶ月に1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査責任者及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

役職名	氏名	議長
常勤監査役（社外）	松下 俊一	
非常勤監査役	田中 孝広	
非常勤監査役（社外）	青木 泰岳	

(d) 内部監査室

当社は、代表取締役直轄の内部監査室（1名）を設置し、内部監査計画に基づき、会社全体の監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門への改善指導及び改善状況の確認を行い、内部監査の実効性の向上に努めております。また、監査の過程で識別した事項については、監査役へ適宜報告を実施しております。

(e) 会計監査人

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

b. 当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を採用しております。この体制により、経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監督機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効く体制であると考えております。

取締役7名のうち2名を独立社外取締役として、監査役3名のうち2名を社外監査役として選任しております。取締役会においては、独立性の高い社外取締役による外部視点を導入することで、経営監督機能の強化を図り、また、社外監査役は、取締役会及び経営陣に対して独立した立場で積極的に意見を述べており、実効性の高い監査役会を構築しております。

なお、独立性の基準及び選任の方針につきましては、現時点では、株式会社東京証券取引所の定める独立性に関する基準等を参考にし、上記の役割を担うことができる人物であるかどうかについて検討を行った上で選任しております。

上記に加え、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会等の設置を検討しております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は、当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制を整備・推進するにあたり、会社法に基づく内部統制システム構築に関する基本方針について、取締役会において以下のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員に徹底させるものとする。
- (2) 当社は、コンプライアンス規程を制定し、役員は法令・定款及び経営理念を遵守した行動をとらなければならない旨を明記する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を定め、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。
- (3) 当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を定期的に監視、検証し、その結果が取締役に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。
- (4) 当社は、コンプライアンス上の問題を発見した場合における、通報者の保護が図られた適切な内部通報制度を整備し、情報収集に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会、経営会議及び稟議に係る文書等、取締役の職務執行に係る文書又はその他の情報を、文書保存管理規程に基づき適切に保管・管理する。
- (2) 当社は、取締役又は監査役の要請があるときは、これを閲覧に供する体制を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理規程等を制定し、業務に関するリスク情報の収集と分析を行って、経営上の様々なリスクを総合的に管理するリスク管理体制を構築する。
- (2) 当社は、リスク管理部門を設置し、同部門は、内在する各種リスクの測定・モニタリングを行って取締役会に定期的に報告する。
- (3) 当社は、危機事態への対応に関する基本方針を定め、不測の事態に備える体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会において、会社の重要な方針を決定し、また組織の職務分掌を定め、職務の執行を行わせる。
- (2) 職務執行については、業務分掌及び職務権限規程にて職務分掌を明確にする。

5. 当企業集団並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の所属する親会社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員・社員に徹底させるものとする。
- (2) 法令等を遵守し、当社及び子会社の内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- (3) 当社グループの重要な方針を制定し、子会社に周知する。
- (4) 親会社のコンプライアンス行動規範に準拠し、業務運営を行う。
- (5) 当社の事業活動又は役員・社員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合の社内及び当社グループ内の通報・相談窓口に関するルールを周知徹底する。
- (6) 当社は、子会社の経営管理を行うことにより子会社の業務の適正を確保する。子会社の状況については、取締役会に報告を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助するため、監査役の求めに応じて、使用人を置く。当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとする。

7. 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社グループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役より当社グループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。

- (1) 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
- (2) 経営に関する重要な事項
- (3) 内部監査に関連する重要な事項
- (4) 重大な法令・定款違反
- (5) その他取締役及び使用人が重要と判断する事項

8. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、当社グループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
- (2) 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、当社グループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 当社は、監査役が職務を遂行可能とするために必要な費用については前払を含めてその支払いに応じる。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図るなど、反社会的勢力排除に向けた体制の整備を推進するものとする。

b. 内部統制システムの運用状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程に基づき、各月定時開催するとともに必要に応じて臨時に開催しており、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。
- (2) 役職員にコンプライアンス規程の内容の周知を図り、webラーニングシステムにより、社員の教育を行い、役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。
- (3) 内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、内部管理態勢の有効性・適切性について、各部署店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しております。
- (4) 内部通報制度については、外部の相談窓口（弁護士）を設けるなど、通報者の保護を図り、問題の早期発見と改善に努めています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務執行に係る情報を、取締役会の制定した文書保存管理規程に基づき適切に保管・管理しております。また、各取締役及び各監査役の要請に応じ、これを閲覧に供しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員を定めるとともにリスク管理部門を設置し、適切なリスク管理に努めております。また、経営危機が顕在化した場合には、危機対応に関する基本方針ならびにコンティンジェンシープランを策定し不測の事態に備える体制を整備しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、会社の重要な方針を決定し、また組織の職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にしております。機動的、効率的な意思決定プロセスを遂行する必要性から、経営に関する新たな会議体を構築するなど職務の執行の効率化を図っております。

5. 当企業集団並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス上の課題の把握及び解決に努めております。また、全役員・全社員による法令遵守及び倫理的行動の履行が極めて重要であるものと認識しており、その周知を図っております。
- (2) 当社親会社グループに関しては、親会社グループのコンプライアンス行動規範に従い業務の運営を行い、当社の事業活動及び役職員に法令違反の疑義がある行為については相談、協議を行っております。
- (3) 子会社の管理については、関係会社管理規程等に従い、子会社の業務の適正を確保するための体制を整えております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役の求めに応じて、使用人を置くものとしております。当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとしております。

7. 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況の報告を受けております。また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人より説明を受けております。
- (2) 当社役職員は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況等の内容を報告しております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役や内部監査室と定期的もしくは随時、会合を実施し、意見交換を行っております。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる通常の費用は、監査役の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上しております。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、適切に処理を行っております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行っております。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言しております。また、反社会的勢力の事前排除に関し必要な事項を定め、体制を整備し健全な業務の遂行を確保し役職員の教育の強化をしております。

c. リスク管理体制の整備状況

当社では、リスク管理規程において基本方針を定めて、以下の組織体制により、当社グループにおいて想定されるリスクに的確に対応できるよう努めております。

(a) 取締役会

リスク管理方針に関する事項については、取締役会において審議決定を行っております。

(b) リスク管理担当役員

管理本部担当取締役をリスク管理担当役員として、リスク管理方針の立案・遂行を指示し、リスク状況の報告を受けて、その責任のもとにリスク管理体制を構築しております。リスク管理担当役員は、リスク管理の観点から重要事項を取締役会において報告しております。

(c) リスク管理部門

リスクマネジメント部は、リスク管理部門として当社のリスク管理全般に関する事項の検討・立案を行い、各部門のリスクの状況の収集・集計・分析、評価、測定を行っております。重要案件等については、リスク管理担当役員へ報告及び勧告、指導を実施しております。

d. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役及び監査役（これらの者であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待されている役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

e. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

f. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の全ての役員（取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人等）であります。当社は、当該被保険者が当社及び子会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に当該被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合において、当該被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）を填補することとしております。ただし、当該保険契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が私的な利益若しくは便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補の対象外としております。

g．取締役の定数

取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

h．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

i．中間配当

当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

j．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

k．株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

l．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社はSBIホールディングス株式会社であり、同社は当社の議決権の63.5%を所有しており、当社の支配株主にあたります。

当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社及びそのグループ会社とは、不動産の賃借、システムの利用、業務提携等の取引を行っております。当該取引につきましては、一般取引と同様に市場価格等を勘案して交渉し、取引内容及び条件の妥当性等について取締役会で審議の上決定しており、少数株主の保護に努めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 10名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長兼社長	佐藤 公平	1961年4月18日生	1984年4月 野村證券株式会社 2003年4月 同社 企業金融三部長 2005年7月 野村ホールディングス株式会社 経営 企画部長 2007年4月 野村證券株式会社 執行役企業金融担 当 2009年4月 同社 監査特命取締役 2011年4月 同社 常務執行役員大阪駐在 2013年4月 野村パブコックアンドブラウン株式会 社 代表取締役社長 2018年6月 株式会社野村総合研究所 常勤監査役 2022年9月 SBIホールディングス株式会社 顧 問(常勤) 2023年5月 当社顧問(常勤) 2023年6月 当社代表取締役会長兼社長(現任)	(注)3	-
取締役副会長 (管掌 営業本部)	久保田 光男	1962年10月5日生	1986年4月 野村證券株式会社 2009年4月 同社 執行役員首都圏地区担当兼本店 長 2011年4月 野村パブコックアンドブラウン株式会 社 常務取締役 2017年4月 同社 専務取締役 2020年4月 当社代表取締役社長 2023年6月 当社取締役副会長(現任)	(注)3	-
取締役副社長 (管掌 航空機事業 部、船舶事業部、ア セット管理部)	階戸 雅博	1973年3月21日生	1995年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱 UFJ銀行) 1999年10月 通商産業省(現 経済産業省)出向 2005年11月 イー・トレード証券株式会社(現 株 式会社SBI証券) 2010年5月 株式会社SBI証券 執行役員商品部 長 2012年6月 SBIマネープラザ株式会社 取締役 2014年4月 同社 取締役執行役員常務 2017年4月 当社代表取締役社長 2020年4月 当社取締役副社長(現任) 2023年6月 当社営業本部福岡支店長(現任)	(注)3	-
取締役 (管掌 管理本部)	吉原 寛	1963年10月21日生	1987年4月 野村證券株式会社 2013年4月 同社 公開引受部長 2015年4月 同社 公共法人部長 2017年4月 野村パブコックアンドブラウン株式会 社 コーポレート統括部長 2020年10月 当社 取締役管理本部長 2023年2月 当社取締役管理本部長 兼 リスクネ ジメント部長(現任)	(注)3	-
取締役 (管掌 経理)	真鍋 修平	1965年2月6日生	1988年4月 芙蓉総合リース株式会社 2000年4月 ウェブリース株式会社(現 三井住友 トラスト・パナソニックファイナンス 株式会社) 2002年3月 SBIリース株式会社 取締役管理部 長(現 三井住友トラスト・パナソ ニックファイナンス株式会社) 2008年6月 同社 代表取締役 2018年3月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	栗野 公一郎	1982年5月18日生	2010年1月 西内・加々美法律事務所 2015年10月 村田・若槻法律事務所(現任) 2021年12月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役	西堀 耕二	1955年12月29日生	1979年4月 監査法人太田哲三事務所(現:EY新日本有限責任監査法人) 1981年12月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ共同事務所(現 有限責任監査法人トーマツ) 1989年9月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ ロンドン事務所(税務)出向 1993年6月 勝島敏明税理士事務所パートナー 就任(現 デロイト・トーマツ税理士法人) 1995年8月 ロンドンの出向先より帰任 2000年6月 税理士法人トーマツ代表社員 就任(現 デロイト・トーマツ税理士法人) 2004年6月 同 東京事務所法人総合部門長 就任 2010年10月 同 東京事務所所長 就任 2010年11月 同 理事長 就任 2013年9月 同 理事長 退任 2013年10月 同 シニア・アドバイザー・パートナー 就任 2014年11月 税理士法人トーマツ社員脱退とともに退職 2014年12月 同 シニアアドバイザー 就任 2015年6月 同 シニアアドバイザー 退任 2015年12月 F-Power株式会社 社外監査役就任 2016年6月 世紀株式会社 社外監査役就任(現任) 2018年6月 社会福祉法人こころみる会 監事就任(現任) 2022年3月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	松下 俊一	1955年5月28日生	1979年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 1982年7月 大蔵省(現 財務省)関税局 1984年7月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 2005年5月 みずほ情報総研株式会社 2015年6月 みずほビジネスパートナー株式会社 嘱託参事役 2019年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	田中 孝広	1976年2月18日生	1998年4月 中小企業信用保険公庫 2000年6月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社 2004年6月 ゴメス株式会社 2010年2月 SBIキャピタルソリューションズ株式会社 2012年1月 SBIホールディングス株式会社 2013年6月 SBIオートサポート株式会社 監査役(現任) 2015年11月 SBIエナジー株式会社 監査役(現任) 2016年3月 SBIファイナンシャルサポート株式会社 取締役(現任) 2016年6月 SBIホールディングス株式会社 財務部部長(現任) 2018年1月 当社監査役(現任) 2022年6月 SBIレミット株式会社 監査役(現任)	(注)4	-
監査役	青木 泰岳	1979年5月7日生	2004年12月 有限責任監査法人トーマツ 2021年3月 青木泰岳公認会計士・税理士事務所(現任) 2021年12月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
計					-

(注)1. 取締役栗野公一郎および西堀耕二は、社外取締役であります。

2. 監査役松下俊一および青木泰岳は、社外監査役であります。

3. 2023年6月26日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2022年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 当社は、意思決定のスピードアップと経営効率を高めるため、執行役員制度を導入しております。執行役員は吉賀貴弘、中村圭造、川崎聡、瀬畑史郎、高橋俊一の5名であります。

社外役員の状況

(独立社外取締役及び社外監査役の員数)

当社の社外役員は、独立社外取締役が2名、社外監査役が2名であります。

(独立社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係)

当社と独立社外取締役及び社外監査役との間には、本書提出日現在、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役松下俊一氏は、当社の主な取引銀行である株式会社みずほ銀行の虎ノ門公務部長でありましたが、現在は、同行を退任しており、同行の影響を受ける立場にありません。

社外監査役青木泰岳氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの使用人でありましたが、現在は、同監査法人を退職しており、同監査法人の影響を受ける立場にありません。

(企業統治において果たす役割及び機能)

独立社外取締役及び社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督又は監査及び助言・提言等を実施し、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

(選任するための独立性に関する基準および選任状況に関する考え方)

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、一般株主との利益相反が生じることのないよう株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

加えて、取締役会の監督・監査機能の強化を目的に、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、企業経営に対し中立の立場から客観的な助言ができる人材を選任しております。

社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、他の取締役の業務執行報告に関しての監督等を行っております。また、必要に応じて、監査役監査、内部監査及び会計監査と連携をとりながら、適宜、情報交換・意見交換を行っております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

内部監査室は、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性および正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役社長に対して報告するとともに、業務の改善および適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、内部監査室は、監査役とも密接な連携をとっており、監査役は内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べるほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。監査役3名は独立機関としての立場から、適正な監視を行うため定期的に監査役会を開催し、打ち合わせを行い、また、会計監査人を含めた積極的な情報交換により連携をとっております。

また、内部監査室、監査役会および会計監査人は、四半期に一度報告会を実施することで情報交換および相互の意思疎通を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役監査は、常勤監査役1名および非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。取締役会、経営会議、その他重要な会議への出席、定期的に代表取締役社長との意見交換および内部監査責任者との情報交換を実施するとともに、必要に応じて業務執行取締役から報告を受け、業務執行取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。また、常勤監査役は本社のみならず、各支店への往査を行っております。

なお、監査役青木泰岳は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を合計10回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松下 俊一	10回	10回
田中 孝広	10回	10回
青木 泰岳	10回	10回

監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査責任者や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等を実施しております。また、常勤監査役は、取締役会、経営会議、リスクマネジメント会議、リスク管理委員会、親会社監査役との意見交換会など重要な会議への出席や出席会議資料、広報宣伝用資料、社内規程類、稟議、経理元帳など重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ経営情報を発信するなどして情報共有に努めております。

なお、当事業年度における監査役会の具体的な検討事項は次の通りです。

決議事項	監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の評価・倫理規範等
報告事項	監査実施状況、リスク管理に関する見解等

内部監査の状況

当社の内部監査は、独立した内部監査部門として内部監査室(1名)を設置し、代表取締役社長が選任した内部監査責任者により組織、制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として実施しております。

内部監査責任者は、監査結果を代表取締役社長に報告し、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携、並びに内部統制部門との関係につきましては、2か月～3か月に1回程度の頻度で、三様監査の場を設けて、監査役、内部監査室長、会計監査人が意見交換を行っており、この場に、管理部門の者にも出席を要請することもあります。

また、代表取締役、管理本部長、監査役は、毎月、内部監査室長より監査の状況に関する報告を受けております。

更に、日々の監査行動並びに情報収集の一環として、内部監査室長は、管理部門、コンプライアンス部門等と、随時、状況聴取を行い、監査役は、管理部門、経理部門、営業部門、法務部門、コンプライアンス部門、企画部門に対し、必要に応じて、担当役員や担当者から、状況聴取を行い、意見交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

4年

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋 照夫

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 7名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人候補者から監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面を入手し、面談、質問等を通じて選定しております。

現会計監査人は、世界的に展開しているデロイトトウシュートーマツの加盟事務所として、高品質の監査を行っており、またベンチャー企業の監査も多く手がけております。また、契約に至るまでの対応を通じて、機動的であったことから選定いたしました。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めることなどを通じて、総合的に評価しており、監査法人の監査体制、職務遂行状況等は適切であると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	40	-	45	2
連結子会社	-	-	-	-
計	40	-	45	2

当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、新株発行及び株式売出しに係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	3	-	3
連結子会社	-	-	-	-
計	-	3	-	3

当社における非監査業務の内容は、税務関連業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査人員数、監査日程、当社の規模等を勘案したうえで、監査役会の同意のもと決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その内容は次のとおりであります。なお、具体的な報酬の決定は役員報酬規程によっております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬のほか、会社業績等に基づく賞与で構成されており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の職務内容・責任・権限・貢献度等を勘案して支給額を決定いたします。また、社外取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び賞与で構成されており、同じく株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の支給額を決定いたします。ただし、いずれについても取締役会が代表取締役に決定を一任した場合は、代表取締役がこれを決定いたします。当社においては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につき、2022年6月27日に開催された取締役会において代表取締役社長久保田光男にその決定を一任することを決議しており、委任を受けた代表取締役社長久保田光男が、上記決定方針に基づき決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うにあたり、最も適しているためであります。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記の決定方針と整合していることから、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、従業員給与の最高額、過去の同順位の取締役の支給実績、当社の業績見込み、取締役の報酬の世間相場、当社の業績等への貢献度、就任の事情などの事項を考慮し、支給額を取締役ごとに定めております。

取締役の賞与は原則として年1回とし、個々の取締役の職責や職務執行状況等を基礎とし、経営環境等も踏まえ、当該取締役の貢献度を総合的に勘案して支給額を決定いたします。

また、基本報酬、及び賞与の割合に関しては、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定いたします。

監査役への報酬等については、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役の協議により各監査役の報酬等が決定されます。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	116	98	17	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	1
社外役員(社外取締役・社外監査役)	18	18	-	-	-	4
合計	135	117	17	-	-	9

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 監査役1名については無報酬であります。

3. 当事業年度に係る取締役の報酬限度額は、2021年6月21日にあったものとみなされた株主総会の決議により、年額150百万円以内としております。なお、2023年6月26日開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を年額200百万円以内(うち社外取締役分15百万円以内)に改定しております。

また、監査役の報酬限度額は、2021年12月24日にあったものとみなされた臨時株主総会の決議により、年額20百万円以内としております。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、監査法人等が主催するセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,614	13,812
割賦売掛金	92	-
営業未収入金	607	340
賃貸料等未収入金	15	-
リース投資資産	59	-
商品出資金	11,626	21,768
販売用航空機等	6,674	-
その他	346	1,360
流動資産合計	28,036	37,283
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産		
賃貸資産	1,117	8,893
賃貸資産合計	1,117	8,893
社用資産		
建物附属設備	65	62
工具、器具及び備品	5	4
社用資産合計	71	67
有形固定資産合計	1,189	8,960
無形固定資産		
のれん	361	309
ソフトウェア	2	28
無形固定資産合計	364	337
投資その他の資産		
関係会社株式	2,111	2,193
関係会社出資金	15	48
繰延税金資産	-	1,375
その他	79	155
投資その他の資産合計	206	1,773
固定資産合計	1,759	11,071
資産合計	29,795	48,354

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	4 15,119	4 8,800
1年内返済予定の長期借入金	-	3 502
未払金	149	383
未払法人税等	5	2,914
契約負債	759	3,320
その他	445	722
流動負債合計	16,478	16,643
固定負債		
長期借入金	-	3 13,904
資産除去債務	27	27
繰延税金負債	130	-
固定負債合計	157	13,932
負債合計	16,636	30,575
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	1,032
資本剰余金	2,980	3,912
利益剰余金	10,363	12,809
株主資本合計	13,444	17,754
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	302	6
為替換算調整勘定	0	-
その他の包括利益累計額合計	302	6
新株予約権	17	17
純資産合計	13,158	17,778
負債純資産合計	29,795	48,354

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	1 29,556	1 39,572
売上原価	24,017	2 32,405
売上総利益	5,538	7,167
販売費及び一般管理費	3 2,258	3 3,141
営業利益	3,280	4,025
営業外収益		
受取利息	0	0
商品出資金売却益	97	87
為替差益	124	24
その他	3	1
営業外収益合計	225	113
営業外費用		
支払利息	625	384
関係会社出資金投資損失	6	-
支払手数料	60	209
株式交付費	-	12
その他	0	0
営業外費用合計	692	606
経常利益	2,813	3,532
特別利益		
賃貸資産等売却益	4 7,820	-
特別利益合計	7,820	-
特別損失		
関係会社株式評価損	6	12
関係会社清算損	-	3
特別損失合計	6	16
税金等調整前当期純利益	10,627	3,516
法人税、住民税及び事業税	5	2,742
法人税等調整額	258	1,669
法人税等合計	264	1,073
当期純利益	10,363	2,443
親会社株主に帰属する当期純利益	10,363	2,443

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	10,363	2,443
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	393	309
為替換算調整勘定	0	0
その他の包括利益合計	1,394	1,310
包括利益	10,757	2,753
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	10,757	2,753

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100	10,695	7,714	3,080
当期変動額				
欠損填補		7,714	7,714	-
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,363	10,363
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	7,714	18,078	10,363
当期末残高	100	2,980	10,363	13,444

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	696	-	696	-	2,383
当期変動額					
欠損填補					-
親会社株主に帰属する 当期純利益					10,363
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	393	0	393	17	411
当期変動額合計	393	0	393	17	10,775
当期末残高	302	0	302	17	13,158

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100	2,980	10,363	13,444
当期変動額				
新株の発行	932	932		1,864
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,443	2,443
連結範囲の変動			2	2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	932	932	2,445	4,310
当期末残高	1,032	3,912	12,809	17,754

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	302	0	302	17	13,158
当期変動額					
新株の発行					1,864
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,443
連結範囲の変動					2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	309	0	309	-	309
当期変動額合計	309	0	309	-	4,620
当期末残高	6	-	6	17	17,778

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	10,627	3,516
減価償却費	170	459
のれん償却額	52	52
貸倒引当金の増減額(は減少)	37	-
受取利息	0	0
支払利息	625	384
有形固定資産売却損益(は益)	7,820	-
営業債権の増減額(は増加)	308	373
棚卸資産の増減額(は増加)	4,182	3,466
契約負債の増減額(は減少)	285	2,560
その他	293	142
小計	295	4,022
利息の受取額	0	0
利息の支払額	730	306
法人税等の支払額	3	5
法人税等の還付額	256	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	772	3,711
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	42	8,228
有形固定資産の売却による収入	26,214	-
無形固定資産の取得による支出	-	25
関係会社株式の取得による支出	72	84
関係会社出資金の払込による支出	6	29
その他	10	66
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,082	8,434
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	3,690	6,319
長期借入れによる収入	-	14,658
長期借入金の返済による支出	-	251
長期ノンリコースローンの返済による支出	18,525	-
株式の発行による収入	-	1,851
新株予約権の発行による収入	17	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,198	9,939
現金及び現金同等物に係る換算差額	117	10
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,230	5,205
現金及び現金同等物の期首残高	5,385	8,614
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	1
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	0	9
現金及び現金同等物の期末残高	1 8,614	1 13,812

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.

上記SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.は、船舶を保有・賃貸する事業を開始し重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において連結子会社でありました下記8社は清算したため、連結の範囲から除いております。

LS-Aviation第17号株式会社

LS-Aviation第18号株式会社

LS-Aviation第19号株式会社

LS-Aviation第20号株式会社

LS-Aviation第21号株式会社

LS-Aviation第22号株式会社

LS-Aviation第23号株式会社

LS-Aviation第24号株式会社

前連結会計年度において連結子会社でありましたSBILS Star Maritime Singapore Pte. Ltd. (現LS-SGP Pte. Ltd.)は、事業内容を変更し重要性が低下したため、連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

LS-Aviation第1号株式会社、他123社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社のうちLS-Aviation第1号株式会社他102社は、主として匿名組合契約方式による賃貸事業を行っている営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないため、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

非連結子会社のうちLS-Aviation第30号DAL1合同会社他20社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(LS-Aviation第1号株式会社、他123社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ 棚卸資産

商品（販売用航空機等）

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、有形固定資産に準じて償却を行っております。

商品出資金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

賃貸資産

主として賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間終了時に見込まれる賃貸資産の処分価額を残存価額として、当該期間内に定額で償却する方法によっております。

社用資産

建物附属設備は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	10～15年
工具、器具及び備品	5年

ロ 無形固定資産

のれん

10年間の定額法による償却を行っております。

自社利用のソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

イ 顧客との契約から生じる収益に関する事項

商品の販売

当社グループでは、投資家（任意組合等を含む）や需要家への航空機等の販売を行っております。販売においては、買主との契約に基づく当該物件の引き渡しを履行義務として識別しており、当該物件を引き渡した時に資産の支配が買主に移転するものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

サービス（業務受託）の提供

当社グループでは、リースファンドにかかわる組成サービス及びファンド管理サービスを行っております。

組成サービスにおいてはファンド営業者等との契約に基づくリースファンドの組成を、管理サービスにおいてはファンド営業者等との契約に基づくリースファンドの管理を履行義務として識別しております。

組成サービスは、ファンドの組成が終了し且つ投資家等が当該ファンドに出資した時に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。管理サービスは、当該ファンドに投資家等が出資した時から一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、期間の経過に応じて収益を認識しております。

ロ ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ハ オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約取引

ヘッジ対象...外貨建予定取引

ハ ヘッジ方針

為替変動リスク回避のため、対象取引の範囲内でヘッジを行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

商品出資金の会計処理

ファンド事業で子会社が行う匿名組合契約のファンドの組成時に、当社が立替出資した金額を「商品出資金」に計上しております。投資家に出資持分を地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し匿名組合から受領した業務受託手数料のうち、譲渡した出資持分に対応する金額を「売上高」として計上しております。

また、投資家から利息相当額として収受した金額は「商品出資金売却益」として計上しております。

(重要な会計上の見積り)

1. ゼネラルアビエーション事業及びプリンシパルインベストメント事業の
固定資産の減損に係る会計上の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
賃貸資産		
ゼネラルアビエーション事業	1,117	1,085
プリンシパルインベストメント事業	-	7,807
のれん		
ゼネラルアビエーション事業	361	309

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候がある場合は、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローを見積もり、減損の認識の要否を判断しております。割引前将来キャッシュ・フローの算定は、その性質上、判断を伴うものであり、重要な見積り・仮定を使用します。見積りの算出に用いた主要な仮定は、主として資産の購入オプションによる行使価格などの事業計画における将来の収益見込額であり、入手可能な情報に基づいた最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件及び経営環境の変化等により将来の事業計画を見直し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合には、翌連結会計年度以降における減損損失の認識の判定及び認識に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	1,559	1,386
繰延税金負債	1,690	10
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺後） の金額	-	1,375
繰延税金負債（繰延税金資産との相殺後） の金額	130	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得及びタックス・プランニング等により、回収可能性があると判断した範囲において繰延税金資産を計上しており、その主要な仮定は将来のファンドの組成及び商品の販売見込額であります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において独立掲記しておりました流動資産の「前払費用」、流動負債の「未払費用」及び「前受金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示していません。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産の「前払費用」に表示していた228百万円は流動資産の「その他」として、流動負債の「未払費用」に表示していた37百万円及び「前受金」に表示していた2百万円は流動負債の「その他」としてそれぞれ組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前受金の増減額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示してしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前受金の増減額」に表示していた0百万円は「その他」として組み替えております。

(追加情報)

(ロシア及びウクライナ情勢の影響)

当社グループでは航空機・船舶等を対象としたオペレーティング・リース商品を組成・販売しておりますが、現時点において、ロシア及びウクライナ向けの取引はなく、直接的な影響はありません。

(財務制限条項)

連結貸借対照表の固定負債に計上している長期借入金のうち7,630百万円は、クレディ・アグリコル銀行をアレンジャー兼エージェントとするシンジケーション方式による期間3年のタームローンであります。

当該借入金の契約には、以下の概要の財務制限条項が付されております。

各年度の決算期末の貸借対照表における株主資本合計の金額を、直近の決算期末の貸借対照表における株主資本合計の金額の75%以上に維持すること。

損益計算書における経常損益の金額を、2期連続して損失としないこと。

また、当社が金融機関と締結している当座貸越契約及びコミットメントライン契約のうち一部には、財務制限条項が付されており、当連結会計年度末における概要は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度末時点において抵触している財務制限条項はありません。

	契約締結先		財務制限条項
	極度額	借入実行残高	
(1)	株式会社大垣共立銀行		貸借対照表における純資産合計の金額を、直前の貸借対照表における純資産合計の金額の80%以上に維持すること。 損益計算書における経常損益の金額を、2期連続して損失としないこと。
	6,500百万円	-百万円	
(2)	株式会社横浜銀行		連結貸借対照表における純資産合計の金額を、直前の連結貸借対照表または2022年3月期連結貸借対照表における純資産合計の金額の75%以上に維持すること。 連結損益計算書における営業損益の金額を、2期連続して損失としないこと。
	5,050百万円	-百万円	
(3)	株式会社あおぞら銀行		2023年3月期第3四半期以降、連結貸借対照表及び四半期連結貸借対照表における純資産合計の金額を、2022年3月期連結貸借対照表または直前の四半期連結貸借対照表における純資産合計の金額のいずれか高い方の80%以上に維持すること。 2023年3月期第3四半期以降、連結損益計算書及び四半期連結損益計算書における営業損益、経常損益、当期損益の金額いずれも、2連結会計年度及び2四半期連結累計期間連続して損失としないこと。
	4,000百万円	-百万円	
(4)	株式会社山陰合同銀行		貸借対照表における純資産合計の金額を、直前の貸借対照表における純資産合計の金額の80%以上に維持すること。 損益計算書における経常損益の金額を、2期連続して損失としないこと。
	4,000百万円	2,000百万円	

	契約締結先		財務制限条項
	極度額	借入実行残高	
(5)	株式会社筑波銀行		貸借対照表における純資産合計の金額を、直前の貸借対照表における純資産合計の金額の75%以上に維持すること。 損益計算書における営業損益の金額を、2期連続して損失としないこと。
	2,000百万円	1,000百万円	
(6)	株式会社池田泉州銀行		連結貸借対照表における純資産合計の金額を、直前の連結貸借対照表における純資産合計の金額の75%以上に維持すること。 連結損益計算書における経常損益の金額を、2期連続して損失としないこと。
	2,000百万円	- 百万円	
(7)	株式会社四国銀行		貸借対照表における純資産合計の金額を、直前の貸借対照表における純資産合計の金額の75%以上に維持すること。 2023年3月期以降、損益計算書における経常損益の金額を損失としないこと。
	1,000百万円	1,000百万円	
(8)	株式会社大光銀行		連結貸借対照表における純資産合計の金額を、直前の連結貸借対照表における純資産合計の金額の75%以上に維持すること。 連結損益計算書における経常損益の金額を、2期連続して損失としないこと。
	1,000百万円	500百万円	
(9)	株式会社肥後銀行		連結貸借対照表における純資産合計の金額を、直前の連結貸借対照表における純資産合計の金額の75%以上に維持すること。 連結損益計算書における営業損益の金額を、2期連続して損失としないこと。
	1,000百万円	- 百万円	
(10)	株式会社静岡銀行		貸借対照表における純資産合計の金額を、直前の貸借対照表における純資産合計の金額の80%以上に維持すること。 損益計算書における経常損益の金額を損失としないこと。
	1,000百万円	- 百万円	
(11)	株式会社愛媛銀行		貸借対照表における純資産合計の金額を、直前の貸借対照表における純資産合計の金額の80%以上に維持すること。 損益計算書における経常損益の金額を損失としないこと。
	1,000百万円	- 百万円	
(12)	株式会社阿波銀行		連結貸借対照表における純資産合計の金額を、直前の連結貸借対照表における純資産合計の金額の75%以上に維持すること。 連結損益計算書における経常損益の金額を損失としないこと。
	1,000百万円	- 百万円	
(13)	株式会社鹿児島銀行		連結貸借対照表における純資産合計の金額を、直前の連結貸借対照表における純資産合計の金額の75%以上に維持すること。 連結損益計算書における経常損益の金額を、2期連続して損失としないこと。
	500百万円	500百万円	
合計	30,050百万円	5,000百万円	-

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
賃貸資産	227百万円	679百万円
社用資産	3	9

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
関係会社株式	111百万円	193百万円
関係会社出資金	15	48
計	126	242

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
賃貸資産	-	7,807百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	-	502百万円
長期借入金	-	5,774
計	-	6,276

4 当社においては、オペレーティング・リース事業に必要な運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	54,450百万円	55,150百万円
借入実行残高	15,119	8,800
差引額	39,330	46,350

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 売上原価に含まれている商品出資金評価損

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	- 百万円	383百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
従業員給与	412百万円	515百万円
退職給付費用	11	14
支払手数料	790	1,124
租税公課	123	348
減価償却費	70	8
のれん償却費	52	52

4 賃貸資産等売却益

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社の連結子会社が匿名組合の営業者として行うオペレーティング・リース事業の借り手(レシー)であるLATAM Airlines Group S.A.(以下、LTMという。)が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による業績悪化のため、2020年5月26日付にて米国連邦破産法第11条の適用申請を行ったことを受け、当社は前連結会計年度(2021年3月期)において、リース満了時の航空機評価につき再評価した上で減損損失5,012百万円を特別損失に計上しております。

一方、当社グループはその後当該リース取引に関して米国法律事務所を通じてLTMと協議を続けておりましたが、交渉力のある米国ファンドと協調してLTMに対応することが最大かつ最良の回収策になるものと判断し、実質的に航空機の所有権を含む当該リース取引にかかわる権利、義務等の一切を米国ファンドに売却いたしました。結果、米国ファンドへの本売却が米国連邦破産法第11条適用申請に係る手続において承認されたことから、本売却にかかわるすべての代金回収が実現し、当連結会計年度において賃貸資産等売却益7,820百万円を特別利益に計上しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
繰延ヘッジ損益:		
当期発生額	659百万円	111百万円
組替調整額	893	361
税効果調整前	233	473
税効果額	160	163
繰延ヘッジ損益	393	309
為替換算調整勘定:		
当期発生額	0	0
その他の包括利益合計	394	310

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	35,484	-	-	35,484
合計	35,484	-	-	35,484
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権(注)	-	-	-	-	-	17

(注) 権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	35,484	7,741,316	-	7,776,800
合計	35,484	7,741,316	-	7,776,800
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加7,741,316株は、2022年7月22日付の普通株式1株につき200株の株式分割による増加7,061,316株、2022年10月18日の公募による新株式の発行350,000株及び2022年11月21日の第三者割当増資による新株式の発行330,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権(注)	-	-	-	-	-	17

(注) 権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	77	利益剰余金	10	2023年3月31日	2023年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金勘定	8,614百万円	13,812百万円
現金及び現金同等物	8,614	13,812

(リース取引関係)

(貸主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内	173	1,093
1年超	768	3,700
合計	942	4,794

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産にて行い、資金調達については原則として金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避する目的で利用しており、投機目的やリスクの高いデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は主に普通預金であり、預入先の信用リスクにさらされておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。

営業債権である営業未収入金については、顧客の信用リスクにさらされておりますが、社内規程に従い取引先毎の期日入金管理及び残高管理を行うことによって、回収懸念の早期把握を行いリスクの低減を図っております。外貨建ての営業債権については、為替変動のリスクがありますが、外貨建て取引は一部の取引に限定されるため、影響は軽微であります。

商品出資金については、投資家への出資持分の譲渡が困難となった場合の回収リスクはありますが、積極的な営業展開及び販売網の拡大によってリスク軽減を図っております。

借入金については、案件組成資金、投資資金及びその他運転資金の一部を金融機関から調達することを目的としたものであり、金利の変動リスクに加えて外貨建て借入の場合は、為替変動リスクにさらされております。

未払金については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(6)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、管理本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

リース物件価額の変動による市場リスクは、当社が当該リスクを負担することがないように短期間での匿名組合出資持分の譲渡に努めております。

為替の変動リスクは主に外貨建て取引におけるものでありますが、社内管理規程にもとづく為替予約取引により変動リスクの軽減を図っております。

借入金の金利変動リスクは、管理本部が、金利動向を注視し、必要に応じて対策を図ることとしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「営業未収入金」、「商品出資金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

「長期借入金（1年内返済予定を含む）」はすべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、記載を省略しております。

前連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
デリバティブ取引(*1)	(462)	(462)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日)
関係会社株式	111
関係会社出資金	15

当連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
デリバティブ取引(*1)	(32)	(32)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2023年3月31日)
関係会社株式	193
関係会社出資金	48

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,614	-	-	-
営業未収入金	607	-	-	-
合計	9,221	-	-	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,812	-	-	-
営業未収入金	340	-	-	-
合計	14,153	-	-	-

(注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	15,119	-	-	-	-	-
合計	15,119	-	-	-	-	-

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8,800	-	-	-	-	-
長期借入金	502	502	8,632	502	4,268	-
合計	9,302	502	8,632	502	4,268	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	-	(462)	-	(462)

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	-	(32)	-	(32)

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	6,735	-	462
合計			6,735	-	462

当連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	1,097	-	32
合計			1,097	-	32

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定拠出年金制度を採用しております。
2. 確定拠出制度
当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 11百万円、当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 14百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役及び執行役員 8名	使用人(部店長) 11名	使用人 (その他従業員)33名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 159,400株	普通株式 74,000株	普通株式 106,200株
付与日	2022年1月31日	2022年1月31日	2022年1月31日
権利確定条件	(注)2.	(注)2.	(注)2.
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2024年7月1日 至 2028年6月30日	自 2024年7月1日 至 2028年6月30日	自 2024年7月1日 至 2028年6月30日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2022年7月22日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2)新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	159,400	74,000	106,200
付与	-	-	-
失効	-	7,600	4,000
権利確定	-	-	-
未確定残	159,400	66,400	102,200
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未確定残	-	-	-

(注)2022年7月22日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,250	2,250	2,250
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2022年7月22日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、DCF方式(ディスカウント・キャッシュフロー方式)等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 (百万円)	83
当連結会計年度において権利行使された Stock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 (百万円)	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	842百万円	- 百万円
売上加算調整額	453	1,149
未払事業税	-	150
繰延ヘッジ損益	160	-
のれん	106	44
棚卸資産	78	100
減価償却超過額	24	-
その他	41	60
繰延税金資産小計	1,706	1,505
評価性引当額	147	119
繰延税金資産合計	1,559	1,386
繰延税金負債		
投資利益否認	1,645	-
繰延ヘッジ損益	-	3
その他	44	7
繰延税金負債合計	1,690	10
繰延税金資産(負債)の純額	130	1,375

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	842	842
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	842	(*2) 842

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 事業計画に基づく将来の課税所得の見積りにより、当該繰延税金資産を回収可能と判断しておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	34.6%	法定実効税率と税効果
(調整)		会計適用後の法人税等の
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	負担率との間の差異が法
住民税均等割	0.0	定実効税率の100分の5
評価性引当額の増減	32.2	以下であるため注記を省
その他	0.0	略しております。
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.5	

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位: 百万円)

	オペレーティング・リース事業			合計
	ファンド事業		ゼネラルアビ エーション事業	
	JOL商品	JOLCO商品		
商品(航空機等)の販売	23,751	-	381	24,133
業務受託による収益	1,229	3,211	23	4,464
顧客との契約から生じる収益	24,980	3,211	404	28,597
その他の収益(注)	521	185	252	958
外部顧客への売上高	25,502	3,397	656	29,556

(注)「その他の収益」はリース取引に係る売上高であります。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位: 百万円)

	オペレーティング・リース事業				合計
	ファンド事業		ゼネラルアビ エーション事 業	プリンシパ ルインベ ストメ ント事 業	
	JOL商品	JOLCO商品			
商品(航空機等)の販売	31,369	-	-	-	31,369
業務受託による収益	1,421	5,565	33	-	7,020
顧客との契約から生じる収益	32,791	5,565	33	-	38,390
その他の収益(注)	365	-	259	557	1,182
外部顧客への売上高	33,156	5,565	292	557	39,572

(注)「その他の収益」はリース取引に係る売上高であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格の算定方法等については、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位: 百万円)

		前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	(期首残高)	405	699
	(期末残高)	699	340
契約資産	(期首残高)	-	-
	(期末残高)	-	-
契約負債	(期首残高)	474	759
	(期末残高)	759	3,320

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分(ファンド事業)の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	モルディブ 共和国	合計
71	1,117	1,189

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
LS-Aviation DAL6 事業組合	4,472	オペレーティング・リース事業
LS-Aviation DAL8 事業組合	4,402	オペレーティング・リース事業
LS-Aviation DAL7 事業組合	4,306	オペレーティング・リース事業
LS-Aviation DAL3 事業組合	3,954	オペレーティング・リース事業
LS-Aviation DAL4 事業組合	3,917	オペレーティング・リース事業
LS-Aviation DAL5 事業組合	3,912	オペレーティング・リース事業

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分(ファンド事業)の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	モルディブ 共和国	マーシャル諸島 共和国	合計
130	1,023	7,807	8,960

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
LS-ALK1 事業組合	7,736	オペレーティング・リース事業
LS-AAL1 事業組合	7,719	オペレーティング・リース事業
LS-AAL2 事業組合	7,087	オペレーティング・リース事業
LS-AFR2 事業組合	5,179	オペレーティング・リース事業
LS-AFR1 事業組合	4,997	オペレーティング・リース事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	99,312	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	（被所有） 直接 95.6		人件費・費用の立替	42	未払金	39
							不動産の転貸借	52		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 人件費については、主に人件費の立替精算及び出向者に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- (2) SBIホールディングス株式会社の賃借条件と同一の条件で同社より本社事務所の転貸借を受けておりましたが、2022年1月に当該取引は終了しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	139,272	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	（被所有） 直接 63.5		人件費・費用の立替	25	未払金	45

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

人件費については、主に人件費の立替精算及び出向者に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）	
同一の親会社を持つ会社	SBIマネープラザ株式会社	東京都港区	100	保険代理店業務・金融商品仲介業・住宅ローンの代理業務等	-		業務委託	169	前払費用	0	
							不動産の転貸借	賃貸料の支払等	11	長期差入保証金	10
										未払金	6

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
同一の 親会社 を持つ 会社	SBIマネー プラザ株式会 社	東京都 港区	100	保険代理店業 務・金融商品 仲介業・住宅 ローンの代理 業務等	-	業務委託	顧客紹介 手数料の 支払	152	未払金	6	
							不動産の 転貸借等	賃貸料の 支払等	11	長期差入 保証金	10
											前払費用
											未払金

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) SBIマネープラザ株式会社との顧客紹介手数料の支払取引については、一般の取引条件及び業務委託内容を勘案し、その都度交渉の上で決定しております。
- (2) 不動産賃借については、転貸借であり、SBIマネープラザ株式会社の賃借条件と同一の条件で転貸借を受けております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,851.70円	2,283.87円
1株当たり当期純利益	1,460.28円	331.32円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	328.50円

(注) 1. 当社は、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2022年10月19日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から当連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,363	2,443
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	10,363	2,443
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,096	7,373
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	63
(うち新株予約権(千株))	(-)	(63)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	15,119	8,800	1.0	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	502	0.8	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	13,904	1.0	2024年～2027年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	15,119	23,206	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	502	8,632	502	4,268

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	9,511	18,033	19,726	39,572
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	1,224	1,621	1,479	3,516
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	728	998	1,020	2,443
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	102.59	140.76	140.90	331.32

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	102.59	38.17	2.83	182.94

- (注) 1. 当社は、2022年10月19日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、第1四半期の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。
2. 当社は、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,611	13,485
割賦売掛金	92	-
営業未収入金	1,607	1,340
賃貸料等未収入金	15	-
リース投資資産	59	-
商品出資金	11,626	21,768
販売用航空機等	6,674	-
その他	1,348	1,137
流動資産合計	28,034	36,969
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産		
賃貸資産	1,117	1,085
賃貸資産合計	1,117	1,085
社用資産		
建物附属設備	65	62
工具、器具及び備品	5	4
社用資産合計	71	67
有形固定資産合計	1,189	1,153
無形固定資産		
のれん	361	309
ソフトウェア	2	28
無形固定資産合計	364	337
投資その他の資産		
関係会社株式	123	195
関係会社出資金	15	48
関係会社長期貸付金	-	1,712
繰延税金資産	-	1,375
その他	1,79	1,111
投資その他の資産合計	218	3,443
固定資産合計	1,771	4,934
資産合計	29,806	41,903

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	3 15,119	3 8,800
未払金	1 157	1 383
未払法人税等	5	2,914
契約負債	759	3,320
その他	447	657
流動負債合計	16,489	16,075
固定負債		
長期借入金	-	8,130
繰延税金負債	130	-
資産除去債務	27	27
固定負債合計	157	8,157
負債合計	16,647	24,233
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	1,032
資本剰余金		
資本準備金	100	1,032
その他資本剰余金	2,880	2,880
資本剰余金合計	2,980	3,912
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,364	12,700
利益剰余金合計	10,364	12,700
株主資本合計	13,444	17,645
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	302	6
評価・換算差額等合計	302	6
新株予約権	17	17
純資産合計	13,159	17,670
負債純資産合計	29,806	41,903

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	1 29,370	1 39,014
売上原価	1 24,017	32,047
売上総利益	5,353	6,967
販売費及び一般管理費	1, 2 2,062	1, 2 3,132
営業利益	3,290	3,835
営業外収益		
受取利息	0	1 26
商品出資金売却益	97	87
為替差益	31	43
その他	3	1 1
営業外収益合計	132	158
営業外費用		
支払利息	359	353
関係会社出資金投資損失	7	-
支払手数料	60	200
株式交付費	-	12
営業外費用合計	428	566
経常利益	2,995	3,426
特別利益		
関係会社投資利益	3 7,639	-
特別利益合計	7,639	-
特別損失		
関係会社株式評価損	6	12
関係会社清算損	-	3
特別損失合計	6	16
税引前当期純利益	10,628	3,410
法人税、住民税及び事業税	5	2,742
法人税等調整額	258	1,669
法人税等合計	264	1,073
当期純利益	10,364	2,336

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
商品売上原価			
期首商品棚卸高		10,380	6,674
当期商品仕入高		19,734	24,483
合計		30,115	31,157
期末商品棚卸高		6,674	-
その他売上原価		576	889
合計		24,017	32,047

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100	100	10,595	10,695	7,714	7,714	3,080
当期変動額							
欠損填補			7,714	7,714	7,714	7,714	-
当期純利益					10,364	10,364	10,364
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	7,714	7,714	18,078	18,078	10,364
当期末残高	100	100	2,880	2,980	10,364	10,364	13,444

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	696	696	-	2,383
当期変動額				
欠損填補				-
当期純利益				10,364
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	393	393	17	410
当期変動額合計	393	393	17	10,775
当期末残高	302	302	17	13,159

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100	100	2,880	2,980	10,364	10,364	13,444
当期変動額							
新株の発行	932	932		932			1,864
当期純利益					2,336	2,336	2,336
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	932	932	-	932	2,336	2,336	4,200
当期末残高	1,032	1,032	2,880	3,912	12,700	12,700	17,645

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	302	302	17	13,159
当期変動額				
新株の発行				1,864
当期純利益				2,336
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	309	309	-	309
当期変動額合計	309	309	-	4,510
当期末残高	6	6	17	17,670

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品（販売用航空機等）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、有形固定資産に準じて償却を行っております。

商品出資金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

賃貸資産

主として賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間終了時に見込まれる賃貸資産の処分価額を残存価額として、当該期間内に定額で償却する方法によっております。

社用資産

建物附属設備は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産

のれん

10年間の定額法による償却を行っております。

自社利用のソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益に関する事項

イ 商品の販売

当社では、投資家（任意組合等を含む）や需要家への航空機等の販売を行っております。販売においては、買主との契約に基づく当該物件の引き渡しを履行義務として識別しており、当該物件を引き渡しした時に資産の支配が買主に移転するものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

ロ サービス（業務受託）の提供

当社では、リースファンドにかかわる組成サービス及びファンド管理サービスを行っております。

組成サービスにおいてはファンド営業者等との契約に基づくリースファンドの組成を、管理サービスにおいてはファンド営業者等との契約に基づくリースファンドの管理を履行義務として識別しております。

組成サービスは、ファンドの組成が終了し且つ投資家等が当該ファンドに出資した時に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。管理サービスは、当該ファンドに投資家等が出資した時から一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、期間の経過に応じて収益を認識しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(3) オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約取引

ヘッジ対象...外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替変動リスク回避のため、対象取引の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

商品出資金の会計処理

ファンド事業で子会社が行う匿名組合契約のファンドの組成時に、当社が立替出資した金額を「商品出資金」に計上しております。投資家に出資持分を地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し匿名組合から受領した業務受託手数料のうち、譲渡した出資持分に対応する金額を「売上高」として計上しております。

また、投資家から利息相当額として収受した金額は「商品出資金売却益」として計上しております。

(重要な会計上の見積り)

1. ゼネラルアビエーション事業の固定資産の減損に係る会計上の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
賃貸資産	1,117	1,085
のれん	361	309

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1. ゼネラルアビエーション事業及びプリンシパルインベストメント事業の固定資産の減損に係る会計上の見積り」の内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	1,559	1,386
繰延税金負債	1,690	10
繰延税金資産(繰延税金負債との相殺後)の金額	-	1,375
繰延税金負債(繰延税金資産との相殺後)の金額	130	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2. 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

3. SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	2	2
関係会社長期貸付金	-	1,712

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の完全子会社であるSBILS STAR MARITIME Co., Ltd.に対する投融資の評価については、主として同社が保有する賃貸資産についての評価を考慮し、回収可能性を判断しております。

上記賃貸資産の減損に係る会計上の見積りの内容に関する情報については、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1. ゼネラルアビエーション事業及びプリンシパルインベストメント事業の固定資産の減損に係る会計上の見積り」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しておりました流動資産の「前払費用」、流動負債の「未払費用」及び「前受金」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「前払費用」に表示していた228百万円は流動資産の「その他」として、流動負債の「未払費用」に表示していた37百万円及び「前受金」に表示していた2百万円は流動負債の「その他」としてそれぞれ組み替えております。

(有価証券明細表)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(追加情報)

(ロシア及びウクライナ情勢の影響)

当社では航空機・船舶等を対象としたオペレーティング・リース商品を組成・販売しておりますが、現時点において、ロシア及びウクライナ向けの取引はなく、直接的な影響はありません。

(財務制限条項)

財務制限条項に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期金銭債権	710百万円	341百万円
短期金銭債務	47	45

2 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し保証を行っており、その内容及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)
-	-	SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.	6,276百万円
計	-	計	6,276

3 当社においては、オペレーティング・リース事業の運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	54,450百万円	55,150百万円
借入実行残高	15,119	8,800
差引額	39,330	46,350

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	3,252百万円	5,659百万円
仕入高	4	-
その他	277	25
営業取引以外の取引による取引高	-	26

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39%、当事業年度37%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61%、当事業年度63%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
従業員給与	412百万円	515百万円
退職給付費用	11	14
支払手数料	788	1,121
租税公課	123	347
減価償却費	4	8
のれん償却額	52	52

3 LATAM Airlines Group S.A.の米国連邦破産法第11条の適用申請に伴う影響

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社の子会社が匿名組合の営業者として行うオペレーティング・リース事業の借り手(レシー)であるLATAM Airlines Group S.A.(以下、LTMという。)が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による業績悪化のため、2020年5月26日付にて米国連邦破産法第11条の適用申請を行ったことを受け、当社は前事業年度(2021年3月期)において、LTM社に対する関係会社出資金残額の全額5,924百万円を関係会社出資金投資損失として特別損失に計上しております。

一方、当社はその後も当該リース取引に関して米国法律事務所を通じてLTMと協議を続けておりましたが、交渉力のある米国ファンドと協調してLTMに対応することが最大かつ最良の回収策になるものと判断し、実質的に航空機の所有権を含む当該リース取引にかかわる権利、義務等の一切を米国ファンドに売却いたしました。結果、米国ファンドへの本売却が米国連邦破産法第11条適用申請に係る手続において承認されたことから、本売却にかかわるすべての代金回収が実現し、当社は当事業年度において関係会社投資利益7,639百万円を特別利益に計上しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	842百万円	- 百万円
売上加算調整額	453	1,149
未払事業税	-	150
繰延ヘッジ損益	160	-
のれん	106	44
棚卸資産	78	100
減価償却超過額	24	-
その他	41	60
繰延税金資産小計	1,706	1,505
評価性引当額	147	119
繰延税金資産合計	1,559	1,386
繰延税金負債		
投資利益否認	1,645	-
繰延ヘッジ損益	-	3
その他	44	7
繰延税金負債合計	1,690	10
繰延税金資産(負債)の純額	130	1,375

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	34.6%	法定実効税率と税効果
(調整)		会計適用後の法人税等の
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	負担率との間の差異が法
住民税均等割	0.0	定実効税率の100分の5
評価性引当額の増減	32.2	以下であるため注記を省
その他	0.0	略しております。
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.5	

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定 資産	賃貸資産						
	賃貸資産	1,117	66	-	98	1,085	326
	賃貸資産合計	1,117	66	-	98	1,085	326
	社用資産						
	建物附属設備	65	1	-	4	62	5
	工具、器具及び備品	5	0	-	1	4	3
	社用資産合計	71	2	-	6	67	9
	有形固定資産計	1,189	68	-	104	1,153	335
無形 固定 資産	のれん	361	-	-	52	309	-
	ソフトウェア	2	27	-	2	28	-
	無形固定資産計	364	27	-	54	337	-

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヵ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行うこととしております。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 公告掲載URL https://www.sbils.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2022年9月13日 関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2022年9月30日及び2022年10月11日 関東財務局長に提出

2022年9月13日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第6期第2四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月14日 関東財務局長に提出

（第6期第3四半期）（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）2023年2月10日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月26日

SBIリーシングサービス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 照夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIリーシングサービス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIリーシングサービス株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

プリンシパルインベストメント事業における賃貸資産の減損の兆候判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結貸借対照表に計上されている賃貸資産8,893百万円のうち、プリンシパルインベストメント事業に係る船舶は、連結財務諸表の【注記事項】（重要な会計上の見積り）1．ゼネラルアビエーション事業及びプリンシパルインベストメント事業の固定資産の減損に係る会計上の見積りに記載されているとおり7,807百万円と総資産の約16.1%を占めている。</p> <p>プリンシパルインベストメント事業は、会社グループが自ら船舶を購入して用船事業を行い、船舶の用船料収入及び売却収入によって収益を獲得する事業である。当該船舶の評価は海運市況の変動や運航する船舶の新技术開発・導入などの影響を受ける。</p> <p>会社は賃貸資産の評価にあたり、賃貸資産の減損の兆候の有無について、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みであるか否か、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化の有無、経営環境の著しい悪化及び市場価格の著しい下落の有無等に基づき判定している。</p> <p>連結財務諸表の【注記事項】（重要な会計上の見積り）1．ゼネラルアビエーション事業及びプリンシパルインベストメント事業の固定資産の減損に係る会計上の見積りに記載されているとおり、将来キャッシュ・フローの算定に用いた重要な仮定は、事業計画における将来の収益見込額である。また将来の収益見込額は船舶の購入オプションによる行使価格の占める割合が大きい。購入オプションは予め行使価格が設定されており、借入人がその行使を決定する権利を保有しているものであるが、将来において市場価格が下落し、行使価格を下回る場合、購入オプションが行使されず収益見込額が大きく減少する可能性がある。そのため、市場価格の著しい下落があった場合は特に重要な減損の兆候となる。船舶の市場価格の算定は、複雑性があり、高度な専門性を伴う。加えて、賃貸資産の帳簿価額が多額なことから虚偽表示が発生した場合に業績に大きな影響を及ぼす。</p> <p>以上より、当監査法人は、プリンシパルインベストメント事業における賃貸資産の減損の兆候判定が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、プリンシパルインベストメント事業における賃貸資産の減損の兆候判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（内部統制の評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸資産に係る減損の兆候判定プロセスについて経営者に質問を実施するとともに、経営者が作成した減損の兆候判定資料においてその承認状況等を検討することにより、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 <p>（減損の兆候判定の妥当性の評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入オプションの行使価格を含む将来の収益見込額について理解するために、経営者への質問を実施するとともに事業計画及び契約書を閲覧した。 ・以下の手続を実施することにより市場価格の著しい下落はないとする会社判断の妥当性を検討した。 <ul style="list-style-type: none"> * 将来の海運市況の変動や運航する船舶の新技术開発・導入などの技術的環境の著しい悪化の有無について、経営者に質問するとともにその回答の外部公表情報との整合性を確かめるために、外部機関による海運業界の市場動向に関するレポートを閲覧した。 * 市場価格について、会社が利用した外部専門家の評価書入手し、その評価額と帳簿価額を比較した。 * 当監査法人内の内部専門家がマーケット要素を織り込んで算定した当該船舶の時価の試算額と帳簿価額を比較した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月26日

SBIリーシングサービス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 照夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIリーシングサービス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIリーシングサービス株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

連結子会社SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.に対する関係会社長期貸付金及び関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>貸借対照表に記載されているとおり、会社は当事業年度末において、関係会社長期貸付金を1,712百万円、関係会社株式を195百万円計上しており、合計で総資産の約4.6%を占めている。そのうち、財務諸表の【注記事項】（重要な会計上の見積り）3.SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.に対する投融資の評価に記載されているとおり、プリンシパルインベストメント事業に属する連結子会社SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.に対する関係会社長期貸付金及び関係会社株式は1,712百万円及び2百万円である。SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.に対する長期貸付金及び子会社株式の評価は、同社が保有する船舶の評価の妥当性が重要な要素となっている。</p> <p>連結財務諸表の監査報告書における監査上の主要な検討事項「プリンシパルインベストメント事業における貸借資産の減損の兆候判定」に記載されているとおり、貸借資産の減損の兆候判定における将来キャッシュ・フローの算定に用いた重要な仮定は、事業計画における将来の収益見込額である。また将来の収益見込額は船舶の購入オプションによる行使価格の占める割合が大きい。将来において市場価格が下落し、行使価格を下回る場合、購入オプションが行使されず収益見込額が大きく減少する可能性がある。そのため、市場価格の著しい下落があった場合は特に重要な減損の兆候となる。船舶の市場価格の算定は、複雑性があり、高度な専門性を伴う。加えて、関係会社長期貸付金の帳簿価額が多額なことから虚偽表示が発生した場合に業績に大きな影響を及ぼす。</p> <p>以上より、当監査法人は、連結子会社SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.に対する関係会社長期貸付金及び関係会社株式の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.に対する関係会社長期貸付金及び関係会社株式の評価を検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社長期貸付金及び関係会社株式の評価に関する会社の内部統制を理解し、その整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.の財務数値に基づいて関係会社長期貸付金及び関係会社株式の減損の要否を評価されていることを検証した。 ・重要な要素である船舶の評価の妥当性を検討するにあたり実施した手続は、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項に記載の事項と同様である。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。